

日吉津村地域防災計画の修正

日吉津村防地域防災計画の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加え、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

【風水害等対策編】

頁	改 正 後	改 正 前
1	《編全体》 避難準備・高齢者等避難開始 避難指示（緊急）	《編全体》 避難準備（要配慮者避難）情報 避難指示
1	第 1 章 総則	第 1 章 総則
1	第 1 節 計画作成の目的 <u>日吉津村地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、村民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、日吉津村の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、日吉津村区域内の公共団体、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動を総合的かつ計画的に推進し、村民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。</u>	第 1 節 計画作成の目的 <u>この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、村民の生命、身体及び財産の安全と保護を図るため、日吉津村における災害の防止及び災害の軽減ならびに災害復旧のための諸施策に関する基本的事項を総合的に定め、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。</u>

頁	改 正 後	改 正 前
1	第3節 計画の基本方針 <u>この計画は、本村の自然的、社会的条件等を十分に勘案し、地域の実情に即したものとするとともに、大規模広域災害等に関する経験と対策の積み重ね等により適宜見直しに取り組むものとする。</u> <u>また、この計画は、防災関係機関の責任を明確にするとともに、総合的かつ計画的な災害対策の整備と推進を図るものであり、計画の作成及び推進にあたっては下記に掲げる事項を基本とする。</u> <u>(1) 災害時の被害を最小化する「減災」の考えに基づく災害対策を推進する。</u> <u>(2) 「自らの安全は自らが守る」との観点から村民・事業所の役割を明示する。</u> <u>(3) 村、県、防災関係機関及び村民の連携を推進する。</u> <u>(4) 防災関係機関相互の協力体制を推進強化する。</u> <u>(5) 被害を最小限に食い止めるための予防対策、災害発生時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な防災計画の確立を図る。</u> <u>(6) 各項目に関し、責任担当部署、必要な措置及び連携について明示する。</u>	第3節 計画の基本方針 この計画は、防災関係機関の責任を明確にするとともに、総合的、計画的な災害対策の整備並びに推進を図るものであり、計画の樹立及び推進にあたっては下記の諸点を基本とする。 <u>(1) 自主防災体制の確立</u> <u>(2) 村、県、防災関係機関及び村民それぞれの役割と連携</u> <u>(3) 防災関係機関相互の協力体制の推進</u> <u>(4) 災害対策事業の推進</u> <u>(5) 関係法令の遵守</u>

頁	改 正 後	改 正 前
1	<u>(7) 女性及び高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の多様な視点を活かした対策の推進を図る。</u> 具体的には、次に掲げる項目に基づき、実施体制の整備及び対策の推進に努めるものとする。 ①～③ 略 <u>(8) 関係法令を遵守した計画の策定、対策の実施を行う。</u>	<u>(6) 女性、避難行動要支援者等の多様な視点を活かした対策の推進</u> 具体的には、次に掲げる項目に<u>配慮するものとする</u> ①～③ 略
2	第4節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係 この計画は、「鳥取県地域防災計画」及び「日吉津村総合計画」の諸施策と整合性を図りながら策定する。 <u>なお、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に基づく「鳥取県西部町村国土強靱化地域計画（平成 30 年 3 月策定）」は、本計画の指針の一つである。</u>	第4節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係 この計画は、「鳥取県地域防災計画」及び「日吉津村総合計画」の諸施策と整合性を図りながら策定する。
10	第9節 村の概況と災害の記録	第9節 村の概況と災害の記録
11	<u>P10～P11 にかけて、人口、面積、日付等を最新のものに変更</u>	<u>P10～P11 にかけて、人口、面積、日付等を最新のものに変更</u>
12	第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画
15	第8節 消防計画	第8節 消防計画
	1 略	1 略

頁	改 正 後	改 正 前
15	2 組織 <u>フロー図の消防団員数及び基準日を更新</u>	2 組織 <u>フロー図の消防団員数及び基準日を更新</u>
	3 略	3 略
16	4 消防団活動計画 <u>(1) 出火防止及び初期消火</u> <u>発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を監励して初期消火の徹底を図る。</u> <u>(2) 米子消防署皆生出張所との相互協力</u> <u>消防活動は、被害を最小限にとどめるため、火災その他の防御の基本として、米子消防署皆生出張所及び消防団は一体となって活動するものとする。</u> <u>(3) 救助及び救急措置</u> <u>要救助者の救助及び救出の措置と負傷者に対しては、止血その他の応急措置を行い、病院、医院又は安全な場所へ搬送を行う。</u> <u>(4) 避難方向の指示</u> <u>避難の指示、勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡を取りながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
16	<u>5 消防組織及び施設の整備充実対策</u> <u>(1) 消防施設</u> ①点検 火災発生の際に、直ちに出勤し行動できるよう「消防訓練礼式」により次の点検を行うものとする。 <u>(ア)通常点検</u> <u>(イ)特別点検</u> <u>(ウ)現場訓練</u> なお、上記点検のほか、消防用機械器具の異常の有無を早期に察知し、火災出勤に万全を期するため、軽易な点検を随時行うものとする。 <u>②消防施設の現況及び整備計画</u> 村は、消防庁から示された「消防力の整備指針」等に基づき、消防機械(消防ポンプ)、及び救助資機材等の消防施設について整備を行っているところであるが、引き続き年次的にこれら施設の整備に努め、消防力の充実を図るものとする。 <u>(2) 消防組織</u> 近年、地域防災力の中核的存在である消防団員の高齢化、サラリーマン団員の増加等により減少傾向にあることから、村は、消防団員定数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取り組みを積極的に推進するものとする。	<u>4 消防用施設の整備</u> <u>(1) 点検</u> 火災発生の際に、直ちに出勤し行動できるよう「消防訓練礼式」により次の点検を行うものとする。 ①通常点検 ②特別点検 ③現場点検 なお、上記点検のほか、消防用機械器具、消防用水利等消防施設の異常の有無を早期に察知し、火災出勤に万全を期するため、軽易な点検を随時行うものとする。 <u>(2) 消防団、消防協力団体の現況及び消防団の整備充実</u> 村消防団の状況は近年、消防団員が高齢化、地域就業構造の変化から減少傾向にあることから、村は消防団員定数の確保とともに、人員の確保として、女性消防団員の加入を検討するとともに、消防協力事業所制度の導入等により、民間企業の従業員等が消防団に加入しやすくする仕組みづくりに努める。

頁	改 正 後	改 正 前
16	<u>①消防団の人員確保</u> <u>(ア)女性消防団員の加入促進</u> <u>(イ)公務員、農協職員及び郵便局職員等への加入促進</u> <u>(ウ)民間企業の従業員等が勤務地の消防団に加入できる仕組みづくり</u>	
17	<u>②消防団員の活動環境の整備</u> <u>(ア)地域住民、被雇用者、女性が参加しやすい活動しやすい活動環境づくり</u> <u>a 地域の実態に合った消防組織制度の多様化</u> <u>b 被雇用者団員の活動環境の整備</u> <u>(イ)地域住民・事業所の消防団活動への理解と協力の推進</u> <u>a 地域の防災体制に関する検討・協議する場の設置</u> <u>b 効果的な広報の展開</u> <u>c 地域の各防災組織との連携強化</u>	<u>(3) 地域住民・事業所の消防団活動への理解と協力の推進</u> <u>①地域において、住民・事業所・自主防災組織等の協力を得るため、村、消防団が中心となり、地域の防災体制を検討・協議する場を設置し、協力の範囲・方法等を協議する。</u> <u>②火災予防広報、消火訓練等消防団と住民が接する活動を積極的に展開し、効果的な広報施策を実施する。</u>
17	<u>6 火災警報の伝達</u> <u>(1) 火災警報の伝達</u> <u>鳥取県西部広域行政管理組合消防局長が発令した火災警報は、次の系統図により、一般住民及び関係機関等に周知するものとする。</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
17	<pre> graph LR A[鳥取県西部広域行政管理組合消防局長] --- B[日吉津村] B --- C[消防団] C --- D[住 民] </pre> (2) 火災警報の発令 火災警報は、次表の各号のいずれかに該当し、鳥取県西部広域行政管理組合消防局長が必要と認めたときに発令する。	5 火災警報の伝達 火災警報は、次表の各号のいずれかに該当し、鳥取県西部広域行政管理組合消防局長が必要と認めたときに発令し、村民及び関係機関等に周知するものとする。 6 火災予防の徹底 (1) 火災予防 火災予防運動週間等を通じ、火気を取扱う設備器具等を重点的に検査するとともに、火災予防のための指導もあわせ行うものとする。
17	7 火災予防の徹底 (1) 防火教育・広報の推進 火災予防運動週間等を通じ、広報誌、村ホームページ、CATV等の広報媒体を活用し、防火教育・広報活動を行い、住民防火思想の普及と防火意識の高揚を図ることとする。	
17	8 消防相互応援協定等による応援要請 村長は、災害の状況により村の消防力が不足すると判断したときは、鳥取県西部広域消防協定の締結市町への応援要請を行う。 なお、緊急非常の場合は、「鳥取県下広域消防相互応援協定」により締結市町へ応援要請を行う。	

頁	改 正 後	改 正 前
18	<u>9 緊急消防援助隊に係る体制の整備</u> <u>村は西部広域行政管理組合消防局と連携し、緊急消防援助隊の派遣・受入について「緊急消防援助隊鳥取県応援・受援計画」の定めるところにより、応援及び受援体制を整えるものとする。</u>	
21	第 15 節 <u>避難体制の整備計画</u> 1 ～ 2 略	第 15 節 <u>避難対策の強化</u> 1 ～ 2 略
22	3 <u>避難勧告等及び避難情報（警戒レベル）の発出体制の整備</u> <u>(1) 避難勧告等についての事前周知</u> <u>① 村は、災害が発生するおそれがある場合などに住民が適時的確な判断ができるよう、住民に対して避難勧告等や警戒レベルの意味及び発出時に取るべき行動並びに避難行動の種類について、村ホームページ、広報誌、CATV 等各種の広報媒体により日頃から十分な周知を図るものとする。また、村は、一人ひとりの居住等にどの災害リスクがあり、どのような時にどのような避難行動をとるべきかについて、日ごろから周知徹底を図る取組を行うものとする。なお、市町村長が発令する避難勧告等が居住者等に求める行動の詳細は表 1 のとおりである。</u>	3 <u>避難勧告等の基準の策定</u> <u>(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定</u> <u>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、村長が、的確に避難勧告等を行うために、下記の項目について記載したマニュアルを早急に整備するものとする。</u> <u>なお、マニュアル策定にあたっては、災害の特性と住民等に求められる避難行動（事態の切迫した状況下では、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でなく、自宅や近隣建物の 2 階等に緊急的に避難するなどの行動）に関して留意するとともに、住民等への十分な周知を行うものとする。</u>

頁	改 正 後	改 正 前												
		<table><tr><th>項目</th><th>水 害</th></tr><tr><td>(1) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所</td><td>村民が避難行動を取る必要のある河川と区間を特定（過去の浸水実績、浸水想定、河川の特徴に関する情報）</td></tr><tr><td>(2) 避難すべき区域</td><td>水位観測点ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定（人的被害の危険性に関する情報）</td></tr><tr><td>(3) 避難勧告等の発令の判断基準・考え方</td><td>ア 村民が避難所等へ避難するために必要な時間を把握 イ 避難すべき区域毎に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準・考え方を策定（災害時に入手できる実況情報等）</td></tr><tr><td>(4) 避難勧告等の伝達方法</td><td>ア 伝達文の内容の設定 イ 伝達手段・伝達先の設定（情報伝達手段の整備状況、地域の防災体制）</td></tr><tr><td>(5) その他留意すべき災害特性</td><td>外水氾濫（河川の氾濫等）、内水氾濫（市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等）</td></tr></table> (2) 避難勧告等についての事前周知 住民等に対して避難準備を呼びかけ、避難行動要支援者の避難行動求める避難準備（要配慮者避難）情報を制度的に位置づけるとともに、避難勧告等の意味合いについてホームページや各種の広報媒体により、十分な周知を図るものとする。	項目	水 害	(1) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	村民が避難行動を取る必要のある河川と区間を特定（過去の浸水実績、浸水想定、河川の特徴に関する情報）	(2) 避難すべき区域	水位観測点ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定（人的被害の危険性に関する情報）	(3) 避難勧告等の発令の判断基準・考え方	ア 村民が避難所等へ避難するために必要な時間を把握 イ 避難すべき区域毎に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準・考え方を策定（災害時に入手できる実況情報等）	(4) 避難勧告等の伝達方法	ア 伝達文の内容の設定 イ 伝達手段・伝達先の設定（情報伝達手段の整備状況、地域の防災体制）	(5) その他留意すべき災害特性	外水氾濫（河川の氾濫等）、内水氾濫（市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等）
項目	水 害													
(1) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	村民が避難行動を取る必要のある河川と区間を特定（過去の浸水実績、浸水想定、河川の特徴に関する情報）													
(2) 避難すべき区域	水位観測点ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定（人的被害の危険性に関する情報）													
(3) 避難勧告等の発令の判断基準・考え方	ア 村民が避難所等へ避難するために必要な時間を把握 イ 避難すべき区域毎に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準・考え方を策定（災害時に入手できる実況情報等）													
(4) 避難勧告等の伝達方法	ア 伝達文の内容の設定 イ 伝達手段・伝達先の設定（情報伝達手段の整備状況、地域の防災体制）													
(5) その他留意すべき災害特性	外水氾濫（河川の氾濫等）、内水氾濫（市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等）													

頁	改 正 後	改 正 前																				
22	表1 避難勧告等により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動 <table><tr><th></th><th>立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動</th></tr><tr><td>【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</td><td>高齢者等避難 - 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 - その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 - 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。 </td></tr><tr><td>【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）</td><td>全員避難 - 指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 - 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 - 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないとして自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 〈市町村から避難指示（緊急）が発令された場合〉 - 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 - 指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 - 避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。 </td></tr><tr><td>【警戒レベル5】 災害発生情報</td><td>災害発生 - 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 - 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。 </td></tr></table> ※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等 ※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動 注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれのある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが必要である。		立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動	【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難 - 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 - その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 - 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。	【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）	全員避難 - 指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 - 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 - 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないとして自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 〈市町村から避難指示（緊急）が発令された場合〉 - 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 - 指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 - 避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。	【警戒レベル5】 災害発生情報	災害発生 - 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 - 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。	【三類型の避難勧告等一覧】 <table><tr><th>情報の種類</th><th>発令時の状況</th><th>住民等に求める行動</th></tr><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況</td><td>要配慮者、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td><td>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td> - 前兆現象の発生や現在の切迫した状況 - 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 人的被害が発生した状況 </td><td>避難勧告等の発令後で避難中の村民は、確実な避難行動を直ちに完了 まだ避難していない対象村民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動</td></tr></table>	情報の種類	発令時の状況	住民等に求める行動	避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	要配慮者、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	避難指示（緊急）	- 前兆現象の発生や現在の切迫した状況 - 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 人的被害が発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の村民は、確実な避難行動を直ちに完了 まだ避難していない対象村民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動
	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動																					
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難 - 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 - その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 - 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。																					
【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）	全員避難 - 指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 - 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 - 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないとして自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 〈市町村から避難指示（緊急）が発令された場合〉 - 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 - 指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 - 避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。																					
【警戒レベル5】 災害発生情報	災害発生 - 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 - 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。																					
情報の種類	発令時の状況	住民等に求める行動																				
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	要配慮者、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始																				
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始																				
避難指示（緊急）	- 前兆現象の発生や現在の切迫した状況 - 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 人的被害が発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の村民は、確実な避難行動を直ちに完了 まだ避難していない対象村民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動																				

頁	改 正 後	改 正 前
22	<u>② 村は、避難勧告等発出時に住民が有効な避難行動をとることができるよう、次に掲げる事項について周知を図るものとする。</u> <u>(ア)避難場所、避難施設、避難経路</u> <u>(イ)避難勧告等発出時の自主避難</u>	
22	<u>③ 村は、避難情報（警戒レベル）発出時に住民が災害状況を的確に把握し、有効な避難行動をとることができるように、具体的な内容を含めた分かりやすい情報発信を行うものとする。</u>	
23	情報発信の例 《避難勧告の場合》 こちらは、日吉津村です。 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。〇〇川が氾濫するおそれのある水位に達しましたので、〇〇地区の方は速やかに〇〇避難所へ全員避難を開始してください。避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 <u>④ 村は、住民の迅速的確な避難行動を確保するため、夜間等に災害が起こるおそれがある場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に避難勧告等の情報が入手できるような行動をとることについて、平</u>	

頁	改 正 後	改 正 前									
23	<u>常時から住民への啓発を行うものとする。</u> <u>(2) ハザードマップの配布</u> <u>村は、以下の事項を記載したハザードマップを作成し、印刷物の配布、ホームページへの掲載等により住民に提供するものとする。配布したハザードマップについては、住民に対する防災意識の啓発や、知識の習得に役立てるため、活用方法等について住民等への周知を図るものとする。</u> <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>項目</th><th>根拠法例</th></tr> <tr> <td>洪水浸水想定区域(法定)</td><td>洪水浸水想定区域図、浸水した場合に想定される水深、洪水予報等の伝達方法、避難場所等</td><td>水防法施行規則第4条①</td></tr> <tr> <td>津波の危険性</td><td>津波災害警戒区域、津波浸水想定区域、津波警報等の伝達方法、津波発生時の避難場所等</td><td></td></tr> </table> <u>(3) 住民主体の地域防災力の向上の促進</u> <u>村は、住民自らが地域で発生するおそれのある災害の危険性について理解し、その危険性を踏まえた避難場所、避難経路及び災害発生が切迫している状況での応用行動（予測が可能な災害で、安全に避難が出来る場合、できる限り早い段階で危険な場所からの立ち退き避難を行うことが重要であるが、避難のため立ち退きを行うことにより、かえって生命・身体に危険が及ぶおそれがあると住民自身が判断するときは、次善策として2階以上の階の部屋への屋内退避を行う等、屋内での退避等の安全確保措置も有効であること）を理解する取組を進めるものとする。</u>	区分	項目	根拠法例	洪水浸水想定区域(法定)	洪水浸水想定区域図、浸水した場合に想定される水深、洪水予報等の伝達方法、避難場所等	水防法施行規則第4条①	津波の危険性	津波災害警戒区域、津波浸水想定区域、津波警報等の伝達方法、津波発生時の避難場所等		
区分	項目	根拠法例									
洪水浸水想定区域(法定)	洪水浸水想定区域図、浸水した場合に想定される水深、洪水予報等の伝達方法、避難場所等	水防法施行規則第4条①									
津波の危険性	津波災害警戒区域、津波浸水想定区域、津波警報等の伝達方法、津波発生時の避難場所等										

頁	改 正 後	改 正 前
23	(4) <u>支え愛避難所への避難と必要な支援の実施</u> <u>鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例では、地域住民が自主的に避難し運営することを前提に、日ごろから地域で管理している最寄りの公民館や集会所等を活用した自主避難所を「支え愛避難所」として、避難所の一形態として位置付けている。</u> <u>村は、支え愛避難所の開設を確認した場合、その安全性等を確認するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとし、県は村に対し必要な支援を行うものとする。</u>	
23	4 避難勧告等の判断基準、対象地域、伝達手段 (1) 避難勧告等の発出基準	

頁	改 正 後	改 正 前																
23	<u>本村における災害の避難勧告等の発出基準は、次の表のとおりである。</u> <table><tr><th>区分</th><th>避難準備・高齢者等避難開始</th><th>避難勧告</th><th>避難指示(緊急)</th></tr><tr><td>水 害</td><td><u>1 洪水予報河川で、氾濫注意水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあり、避難判断水位に到達することが見込まれるとき。</u> <u>2 水位周知河川で、氾濫注意水位を超えなお水位の上昇のおそれがあり、避難判断水位に到達することが見込まれるとき又は、洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤色)が表示されたとき。</u></td><td><u>1 洪水予報河川で、避難判断水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあり、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。</u> <u>2 水位周知河川で、避難判断水位を超えなお水位の上昇のおそれがあり、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき又は、洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(薄い紫色)が表示されたとき。</u> <u>3 堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。</u></td><td><u>1 洪水予報河川で、氾濫危険水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあるとき。</u> <u>2 水位周知河川で、氾濫危険水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあるとき。</u> <u>3 堤防が決壊し、又は堤防の漏水や亀裂等を発見したとき。</u></td></tr><tr><td>津 波</td><td></td><td></td><td><u>1 津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき。</u> <u>2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くても 1 分程度以上の長い揺れを感じたとき。</u></td></tr><tr><td>そ の 他</td><td><u>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。</u></td><td><u>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき。</u></td><td><u>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害が及ぶ危険性が非常に高いと判断された場合、又は人的被害が発生したとき。</u> <u>2 特別警報が発表されたとき。</u></td></tr></table>	区分	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)	水 害	<u>1 洪水予報河川で、氾濫注意水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあり、避難判断水位に到達することが見込まれるとき。</u> <u>2 水位周知河川で、氾濫注意水位を超えなお水位の上昇のおそれがあり、避難判断水位に到達することが見込まれるとき又は、洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤色)が表示されたとき。</u>	<u>1 洪水予報河川で、避難判断水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあり、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。</u> <u>2 水位周知河川で、避難判断水位を超えなお水位の上昇のおそれがあり、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき又は、洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(薄い紫色)が表示されたとき。</u> <u>3 堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。</u>	<u>1 洪水予報河川で、氾濫危険水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあるとき。</u> <u>2 水位周知河川で、氾濫危険水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあるとき。</u> <u>3 堤防が決壊し、又は堤防の漏水や亀裂等を発見したとき。</u>	津 波			<u>1 津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき。</u> <u>2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くても 1 分程度以上の長い揺れを感じたとき。</u>	そ の 他	<u>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。</u>	<u>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき。</u>	<u>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害が及ぶ危険性が非常に高いと判断された場合、又は人的被害が発生したとき。</u> <u>2 特別警報が発表されたとき。</u>	
区分	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)															
水 害	<u>1 洪水予報河川で、氾濫注意水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあり、避難判断水位に到達することが見込まれるとき。</u> <u>2 水位周知河川で、氾濫注意水位を超えなお水位の上昇のおそれがあり、避難判断水位に到達することが見込まれるとき又は、洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤色)が表示されたとき。</u>	<u>1 洪水予報河川で、避難判断水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあり、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。</u> <u>2 水位周知河川で、避難判断水位を超えなお水位の上昇のおそれがあり、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき又は、洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(薄い紫色)が表示されたとき。</u> <u>3 堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。</u>	<u>1 洪水予報河川で、氾濫危険水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあるとき。</u> <u>2 水位周知河川で、氾濫危険水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあるとき。</u> <u>3 堤防が決壊し、又は堤防の漏水や亀裂等を発見したとき。</u>															
津 波			<u>1 津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき。</u> <u>2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くても 1 分程度以上の長い揺れを感じたとき。</u>															
そ の 他	<u>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。</u>	<u>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき。</u>	<u>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害が及ぶ危険性が非常に高いと判断された場合、又は人的被害が発生したとき。</u> <u>2 特別警報が発表されたとき。</u>															

頁	改	正	後	改	正	前																																
24	(2) 水害、津波災害の対象区域等																																					
	① 河川等の氾濫																																					
	本村における水害（河川の氾濫）の避難勧告等の対象地域は、国、県が作成した河川ごとの浸水想定区域図で示された全地域とする。河川ごとの避難勧告等の判断基準となる水位観測所の水位、避難勧告等の対象地域は、下表「河川ごとの避難勧告等判断基準水位・対象地域等一覧表」のとおりである。																																					
	河川ごとの避難勧告等判断基準水位・対象地域等一覧表																																					
	<table><tr><th>河川名</th><th>水位観測所</th><th>勧告等の区分</th><th>基準となる水位</th><th>対象地域</th></tr><tr><td rowspan="6">日野川 (洪水予報河川)</td><td rowspan="3">溝口</td><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>氾濫注意水位 2. 6 0 m</td><td rowspan="3">村内全域 (初期の段階では、日吉津上1、日吉津上2、海川自治会)</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>避難判断水位 3. 4 0 m</td></tr><tr><td>避難指示(緊急)</td><td>氾濫危険水位 3. 8 0 m</td></tr><tr><td rowspan="3">車尾</td><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>氾濫注意水位 2. 6 0 m</td><td rowspan="3">海川自治会</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>避難判断水位 4. 6 0 m</td></tr><tr><td>避難指示(緊急)</td><td>氾濫危険水位 5. 5 0 m</td></tr><tr><td rowspan="3">佐陀川 (水位周知河川)</td><td rowspan="3">尾高</td><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>氾濫注意水位 1. 5 0 m</td><td rowspan="3">海川自治会（海川新田地区も含む）</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>避難判断水位 2. 0 0 m</td></tr><tr><td>避難指示(緊急)</td><td>氾濫危険水位 2. 6 0 m</td></tr></table>					河川名	水位観測所	勧告等の区分	基準となる水位	対象地域	日野川 (洪水予報河川)	溝口	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫注意水位 2. 6 0 m	村内全域 (初期の段階では、日吉津上1、日吉津上2、海川自治会)	避難勧告	避難判断水位 3. 4 0 m	避難指示(緊急)	氾濫危険水位 3. 8 0 m	車尾	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫注意水位 2. 6 0 m	海川自治会	避難勧告	避難判断水位 4. 6 0 m	避難指示(緊急)	氾濫危険水位 5. 5 0 m	佐陀川 (水位周知河川)	尾高	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫注意水位 1. 5 0 m	海川自治会（海川新田地区も含む）	避難勧告	避難判断水位 2. 0 0 m	避難指示(緊急)	氾濫危険水位 2. 6 0 m		
河川名	水位観測所	勧告等の区分	基準となる水位	対象地域																																		
日野川 (洪水予報河川)	溝口	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫注意水位 2. 6 0 m	村内全域 (初期の段階では、日吉津上1、日吉津上2、海川自治会)																																		
		避難勧告	避難判断水位 3. 4 0 m																																			
		避難指示(緊急)	氾濫危険水位 3. 8 0 m																																			
	車尾	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫注意水位 2. 6 0 m	海川自治会																																		
		避難勧告	避難判断水位 4. 6 0 m																																			
		避難指示(緊急)	氾濫危険水位 5. 5 0 m																																			
佐陀川 (水位周知河川)	尾高	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫注意水位 1. 5 0 m	海川自治会（海川新田地区も含む）																																		
		避難勧告	避難判断水位 2. 0 0 m																																			
		避難指示(緊急)	氾濫危険水位 2. 6 0 m																																			

頁	改 正 後	改 正 前
24	② 津波被害 <u>本村における津波被害に係る避難勧告等の発令対象地域は、鳥取県が津波防災地域づくりに関する法律《以下、「津波防災地域づくり法」という。》（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき公表（平成 30 年 3 月）した津波浸水想定浸水区域とし、情報の区分に応じた対象地域は下表のとおりとする。いかなる津波であっても、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」を発令するものとする。</u> <u>ただし、遠隔地震による津波の場合は、気象庁が、津波警報等が発令される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表される場合があるため、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」の発令を検討するものとする。</u>	

頁

24

改

正

後

勧告等の区分	情報の区分及び発表基準			対象者・対象地域	情報伝達方法
避難指示 (緊急)					(3)に示す伝達方法
	①	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による被害の恐れがある場合	今吉自治会及び海川自治会の沿岸部	
		津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下場合	農道3号線以北の全域(今吉、海川、富吉)	
		大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	農道3号線以北の全域(今吉、海川、富吉)	
	②	停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合		農道3号線以北の全域(今吉、海川、富吉)	
備考					

改

正

前

25

(3) 避難勧告等の伝達方法

水害に係る洪水予報、避難勧告等の浸水想定区域への情報伝達に関する伝達方法については下図のとおりである。

頁	改 正 後	改 正 前
25	<u>避難勧告等の伝達方法図</u>	
25	第 16 節 避難行動要支援者の避難支援体制の整備計画 (2) 避難行動要支援者名簿の作成 ③ 略	第 16 節 避難行動要支援者の避難支援体制の整備計画 (2) 避難行動要支援者名簿の作成 ③ 略
26	<u>なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
27	<u>必要な限度で、避難支援者等関係者その他の者に対し、本人の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができるものとする。</u> ④ 略 (3)・(4) 略 <u>(5) 要配慮者利用施設における体制整備</u> ① 村は、平時から社会福祉施設、学校医療施設などの要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。また、水防法及び津波防災地域づくり法の規定に基づき、要配慮者利用施設に係る警戒避難体制の整備を行うものとする。 <u>(ア) 災害時の応援協定の締結</u> <u>(イ) 福祉避難所としての指定</u> <u>(ウ) 災害時の連絡経路及び支援体制の確立</u> <u>(エ) 施設利用方法等を確認</u> ② 村は、県及び施設管理者と連携して、要配慮者利用施設の防災設備、資機材の整備、施設内職員の防災組織、緊急連絡体制の整備及び防災教育・訓練の実施に努めるものとする。 ③ 村は、避難所予定施設のバリアフリー化の推進に努めるものとする。	④ 略 (3)・(4) 略

頁	改 正 後	改 正 前
27	<u>4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置</u> <u>水防法第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、以下の事項を定める。</u> <u>なお、本村において指定済の浸水想定区域は日野川水系日野川と佐陀川水系佐陀川である。</u> <u>(1) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u> <u>① 避難施設その他の避難場所</u> <u>村は、洪水、高潮、内水はん濫を対象とした指定緊急避難場所等をあらかじめ指定しており、これらの異常現象が発生した場合又は発生するおそれがある場合の避難先として、それぞれの異常現象に応じた指定緊急避難場所等を活用することを基本とする。具体的な指定緊急避難場所等は、資料編第 3 章災害応急対策計画第 6 節避難計画のとおりであり、村ホームページに掲載し、村民等への周知を図っている。なお、本村には、高潮及び内水はん濫の対象となる地域はない。</u> <u>② 避難路その他の避難経路</u> <u>本村においては、過去に浸水等の被害の発生もなく危険箇所もないことから、現状では避難路は定めていない。しかし、橋を渡って避難することは危険性が伴う場合があるため、気象状況が悪化してから橋を渡ることは避けることを周知するとともに、橋を経由しない避難先の確保（市町村区</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
27	<u>域を超えた広域避難となる場合を含む）を行うよう努める。</u> <u>(2) 洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項</u> <u>本村では、住民や企業等への協力を求めつつ、総合防災訓練等の機会を活用する等し、浸水想定区域内の住民等に対し、水害に係る避難訓練を実施するよう努める。</u> <u>(3) 浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設等</u> <u>① 地下街等でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。</u> <u>なお、本村において該当する施設はない。</u> <u>② 日吉津村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法に基づき、避難確保計画を策定し、避難訓練を実施するものとする。なお、水防法に基づく浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、下表のとおりである。</u>	

頁	改 正 後	改 正 前																																																																										
28	洪水による浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧 <table> <tr> <th rowspan="2">分類</th><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">所在地</th><th colspan="2">対象河川</th><th rowspan="2">想定最大規模 浸水深</th></tr> <tr> <th>日野川</th><th>佐陀川</th></tr> <tr> <td>社会福祉施設</td><td>日吉津村社会福祉協議会</td><td>日吉津 973-9</td><td>○</td><td></td><td>0.5～3m 未満</td></tr> <tr> <td>社会福祉施設</td><td>きずな</td><td>日吉津 422</td><td>○</td><td>○</td><td>0.5～3m 未満</td></tr> <tr> <td>社会福祉施設</td><td>サンライズひえづ</td><td>今吉 202-1</td><td>○</td><td></td><td>0.5～3m 未満</td></tr> <tr> <td>社会福祉施設</td><td>日吉津村デイサービスセンター</td><td>日吉津 973-9</td><td>○</td><td></td><td>0.5～3m 未満</td></tr> <tr> <td>社会福祉施設</td><td>チューリップホーム</td><td>今吉 204-1</td><td>○</td><td></td><td>0.5～3m 未満</td></tr> <tr> <td>社会福祉施設</td><td>いちごの広場</td><td>日吉津 2,282</td><td>○</td><td>○</td><td>0.5～3m 未満</td></tr> <tr> <td>社会福祉施設</td><td>日吉津保育所</td><td>日吉津 967-2</td><td>○</td><td>○</td><td>0.5～3m 未満</td></tr> <tr> <td>社会福祉施設</td><td>日吉津村立児童館</td><td>日吉津 970-2</td><td>○</td><td>○</td><td>0.5～3m 未満</td></tr> <tr> <td>社会福祉施設</td><td>日吉津ベアーズ</td><td>日吉津 84-1</td><td>○</td><td>○</td><td>0.5～3m 未満</td></tr> <tr> <td>社会福祉施設</td><td>パジャちゅうりっぷ保育園</td><td>日吉津 1,160-1</td><td>○</td><td>○</td><td>0.5～3m 未満</td></tr> <tr> <td>学校</td><td>日吉津小学校</td><td>日吉津 872-12</td><td>○</td><td>○</td><td>0.5～3m 未満</td></tr> </table> ※ なお、これらの施設の所有者又は管理者に対する洪水予報等の伝達方法は、各施設への FAX 送信または電話連絡とし、個別の連絡方法については各施設と協議の上別途定める。 (4) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項	分類	施設名	所在地	対象河川		想定最大規模 浸水深	日野川	佐陀川	社会福祉施設	日吉津村社会福祉協議会	日吉津 973-9	○		0.5～3m 未満	社会福祉施設	きずな	日吉津 422	○	○	0.5～3m 未満	社会福祉施設	サンライズひえづ	今吉 202-1	○		0.5～3m 未満	社会福祉施設	日吉津村デイサービスセンター	日吉津 973-9	○		0.5～3m 未満	社会福祉施設	チューリップホーム	今吉 204-1	○		0.5～3m 未満	社会福祉施設	いちごの広場	日吉津 2,282	○	○	0.5～3m 未満	社会福祉施設	日吉津保育所	日吉津 967-2	○	○	0.5～3m 未満	社会福祉施設	日吉津村立児童館	日吉津 970-2	○	○	0.5～3m 未満	社会福祉施設	日吉津ベアーズ	日吉津 84-1	○	○	0.5～3m 未満	社会福祉施設	パジャちゅうりっぷ保育園	日吉津 1,160-1	○	○	0.5～3m 未満	学校	日吉津小学校	日吉津 872-12	○	○	0.5～3m 未満	
分類	施設名				所在地	対象河川		想定最大規模 浸水深																																																																				
		日野川	佐陀川																																																																									
社会福祉施設	日吉津村社会福祉協議会	日吉津 973-9	○		0.5～3m 未満																																																																							
社会福祉施設	きずな	日吉津 422	○	○	0.5～3m 未満																																																																							
社会福祉施設	サンライズひえづ	今吉 202-1	○		0.5～3m 未満																																																																							
社会福祉施設	日吉津村デイサービスセンター	日吉津 973-9	○		0.5～3m 未満																																																																							
社会福祉施設	チューリップホーム	今吉 204-1	○		0.5～3m 未満																																																																							
社会福祉施設	いちごの広場	日吉津 2,282	○	○	0.5～3m 未満																																																																							
社会福祉施設	日吉津保育所	日吉津 967-2	○	○	0.5～3m 未満																																																																							
社会福祉施設	日吉津村立児童館	日吉津 970-2	○	○	0.5～3m 未満																																																																							
社会福祉施設	日吉津ベアーズ	日吉津 84-1	○	○	0.5～3m 未満																																																																							
社会福祉施設	パジャちゅうりっぷ保育園	日吉津 1,160-1	○	○	0.5～3m 未満																																																																							
学校	日吉津小学校	日吉津 872-12	○	○	0.5～3m 未満																																																																							

頁	改 正 後	改 正 前
28	<u>① 洪水ハザードマップの作成</u> <u>村は、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、水防法第 15 条第 4 項の規定に基づき洪水ハザードマップを作成し、村民等へ配布するとともに村ホームページに掲載するなど村民等への周知を行うものとする。</u>	
28	<u>② ため池ハザードマップの作成</u> <u>村は、重要ため池のハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。なお、本村においてため池は存在しない。</u>	
31	<u>第 20 節 自治体の広域応援体制の整備計画</u>	
31	<u>1 目的</u> <u>この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、県内及び当該市町村内の消防防災力をもってしてもこれに対処できない場合に、県内若しくは県外の自治体及び国の機関等の応援を求め、災害応急対策の推進を図るための体制整備を目的とする。</u>	
31	<u>2 広域応援体制について</u> <u>本節において想定する広域応援の体制は、次のとおりである。</u> <u>(1) 県内市町村の要請に基づく、他の市町若しくは県による応援</u> <u>(2) 県の要請に基づく、他都道府県及び国の機関等からの応援</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
31	<u>3 応援・受援体制の準備</u> <u>(1) 県及び市町村は、応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、応援計画を定め、その計画に基づく派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備しておくものとする。</u> <u>(2) 関係機関は、応援要請があった場合において速やかな応援を実施できるよう、事前に準備しておくものとする。</u> <u>(3) 県及び市町村は、災害の規模や被災地ニーズに応じて円滑に他の市町村、県、関係機関等から応援を受けることができるよう、受援計画を定め、その計画に基づく応援・受援に関する連絡・要請手順、応援機関の活動拠点等について事前に準備しておくものとする。</u>	
31	<u>4 県内自治体の相互応援</u> <u>(1) 県及び県内全市町村は相互応援協定を締結済（協定については資料編を参照）</u> <u>(2) 県（危機管理局）及び市町村は、県内市町村の相互応援の仕組み作りとして、県と被災地外市町村とが連携して被災市町村を支援する体制の整備に努める。</u>	
31	<u>5 県外自治体との相互応援体制の整備（県外自治体等との協定については資料編を参照）</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
31	<u>(1) 徳島県町村会との相互応援協定の締結</u> <u>村は、鳥取県町村会と徳島県町村会とが締結している、危機事象発生時相互応援協定（カウンターパート方式により、本村はAブロックに所属）により、発災時の応援・受援体制の整備を図るものとする。また、村は、両県の町村会を通じ、両県の町村における相互応援体制の構築の促進に努めるものとする。</u>	
32	<u>(2) 県外市町村との相互応援協定</u> <u>村は、被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、できるだけ多くの県外市町村との災害時応援協定の締結に努める。特に、大規模災害等で相互応援協定を結んだ地方公共団体との同時被災を避けるため、遠方の地方公共団体との協定の締結に努めるものとする。なお、協定を締結した場合は、下記に留意すること。</u> <u>①発災時に受援側の窓口が早期に立ち上げることができる体制の整備</u> <u>②平素から実践的な訓練の実施（相互に物資輸送の方法・ルートの確認等）</u>	
32	<u>第 21 節 応援・受援計画</u>	
32	<u>1 目的</u> <u>この計画は、災害が発生した場合において、県及び市町村が災害応急対策を含む業務の継続に必要な資源を確保するため、災</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
32	<u>害の規模や被災地のニーズに応じて他の地方公共団体等から円滑に応援を受けることができる体制又は応援することができる体制を整備することを目的とする。</u> <u>2 応援・受援の総則</u> <u>(1) 応援・受援の定義</u> <u>① 応援</u> <u>応援とは、災害時に災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、又は自主的に人的・物的資源などを支援・提供することをいう。</u> <u>② 受援</u> <u>受援とは、災害時に他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO やボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用することをいう。</u> <u>3 受援計画</u> <u>(1) 受援体制の整備</u> <u>① 村及び関係機関は、他県等からの応援が得られた場合において速やかな受入体制を構築できるよう、平時から体制整備に努める。なお、連携体制の整備について、平時から行うべき主な取組は次のとおりである。</u>	
32		

頁	改 正 後	改 正 前
32	<u>ア 応援及び受援の実施に必要な組織体制を整備する。</u> <u>イ 応援及び受援に関する計画等を策定し、定期的に見直すとともに、必要に応じて修正するなど努める。</u> <u>ウ どの業務に対し、どのような人的・物的資源が必要か、保有している資源はどのくらいあるかを整理し、把握しておく。</u> <u>エ 研修や訓練等の実施により、応援・受援の実効性を高めるとともに、関係機関や自治体同士で相互理解を深め、良好な関係を構築する。</u> <u>オ 災害時の受援に関する庁内全体の取りまとめや、県との調整等を行う庁内全体の受援担当者を 2 名以上、あらかじめ選定しておくこと。なお、受援担当の業務は相当量となることが見込まれるため、できる限り専任の担当を 1 名以上配置するように努めること。</u> <u>カ 罹災証明書交付や避難所運営など応援職員を受け入れる可能性のある災害対応業務の担当部署に、庁内全体の受援担当者との調整等を行う受援担当者をあらかじめ選定しておくこと。</u>	
32	<u>② ボランティアとの連携</u> <u>村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及び NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体、NPO 等の活</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
33	<u>動の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</u> <u>また、プロボノ（職業上持っている知識・技能、資機材を活かして社会貢献するボランティア）についても、連携を図る。</u> <u>具体的には、相互に情報共有する場を設け、各団体の支援可能な能力の把握、緊急時の連絡体制の確認などを行うよう努めるものとする。</u> <u>(2) 連絡体制</u> <u>県（危機管理局）、市町村及び関係機関は、応援要請を行う際の連絡調整が円滑に行われるよう、緊急連絡先の確認やホットラインの構築、応援要請手順を定めておくなど、あらかじめ連絡体制等の整備に努める。</u>	
33	<u>(3) 活動拠点</u> <u>① 村災害対策本部における受入</u> <u>村は、災害時に派遣される関係機関や県及び県内外の他自治体等の応援職員が、執務を行うために必要となるスペース（事務室、会議室等）をあらかじめ選定しておき、受入体制を整備するものとする。</u> <u>② 応援部隊の活動拠点等</u> <u>村は、自衛隊等の大規模な応援部隊を受け入れた際の活</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
	<u>動拠点等をあらかじめ定め、施設管理者及び所有者と利用について協議調整しておくとともに、平時から周知を図るものとする。なお、拠点等の設定にあたっては、避難所や物流拠点等、他の用途との重複の状況や、優先順位について留意するものとする。</u>	
33	<u>4 応援計画</u> <u>他の自治体への応援については、風水害等対策編第 2 章第 20 節「自治体の広域応援体制の整備計画」による。</u>	
33	<u>第 22 節 災害時の事業継続計画（BCP）</u> <u>この計画は、相互にサプライチェーンで深く結びついている、村、県、医療機関、福祉施設、企業がその役割を果たすため、災害により被害を受けても重要業務を中断させず、或いは、中断しても可能な限り短い期間で再開するよう、事業活動の中断が及ぼす影響をあらかじめ把握し、継続すべき重要業務や中断した際の復旧時間等の目標を設定し、「事業継続」の達成に向けた取組みを推進することを目的とする。</u> <u>なお、鳥取県内における BCP 策定にあたっての基本的な考え方、運用については、平成 24 年 6 月に鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進会議が策定した「鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に関する基本指針」に基づくものとす</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
33	<u>る。</u> <u>1 基本理念と方針</u> <u>(1) BCP 策定主体</u> <u>村、県、医療機関、福祉施設、企業</u> <u>(2) 基本理念</u> <u>災害時における早期復旧・復興のため、各 BCP 策定主体</u> <u>が連携し、安全・安心で豊かな暮らしを継続する。</u> <u>(3) 基本方針</u> <u>① 人命の救出・救助を第一とし、被害の拡大を防止すると</u> <u>もに、行政、企業等の機能の低下に伴う、村民の生活や経済</u> <u>活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中</u> <u>心とした非常時優先業務を最優先に実施する。</u> <u>② 非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の</u> <u>確保・配分にあたってはオール鳥取県で考え、更に不足す</u> <u>る場合は、広域的に応援を求め、それを受け入れていく。</u> <u>③ 通常業務は非常時優先業務を最優先とし、業務資源（リソ</u> <u>ース）の回復状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。</u>	
33	<u>2 BCP 策定の目的</u> <u>(1) 各主体が、いつ発生するかを予測できない災害（危機）に</u> <u>対して、村民が安心して豊かに暮らすために必要な業務（各</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
34	<u>種サービス、医療、福祉、就労、生産、販売等）を継続するための手順、戦略を日頃から備えておくことにより、適切な対応を迅速に実施する。</u> <u>(2) 自治体の機能を喪失させない体制づくりによる継ぎ目のない被災者支援</u> <u>(3) 企業活動の継続・早期復旧による被災地の早期復興のための体制づくり</u> <u>(4) 村内企業の災害（危機）対応能力向上による優位性の確保（顧客への安定的なサービスの確保）</u> <u>(5) 業務に必要な資源に着目することにより、全ての災害（危機）に対応し、PDCA サイクルによるスパイラルアップによりその実効性を高めて、安全・安心で豊かに暮らせる地域づくりを目指す。</u> <u>3 BCP の策定推進にあたっての留意事項</u> <u>(1) 面的 BCP（村、県、医療、福祉施設、企業）の推進</u> <u>① これまでの点の災害から面の災害に対する対応へ（局所から広域への対応とタイムラインと被害想定との足並みを揃えた BCP の策定へ）</u> <u>② 村全体の事業継続力を向上させ、早期の復興が図れるようにするとともに、地域防災力の向上と村内産業の他地域に対する優位性の保護・地域住民の安全・安心で豊かな暮らし</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
34	<u>の確保にも努める。</u> <u>(2) あらゆるリスクへの対応</u> <u>① 業務に必要な資源（リソース）の検討とそれらの代替方策の検討などによる、あらゆる被害への対応。</u> <u>② 資源別対策により、災害（危機）によって結果的に生じる状況への対応とケース（シナリオ）別に、方針、資源対応、重要業務の選定・復旧目標を想定。</u> <u>③ 計画策定後においては、ケース別訓練等により、PDCAによる計画の実効性を確保し、更に、並行して、必要なリスクコントロール対策を計画的に進める。</u> <u>4 自治体による支援</u> <u>(1) 村及び県は、企業等の事業継続計画の作成が競争力を高め、取引先の信頼を勝ち取り、社会的責任（CSR）を果たすことに繋がって企業等の価値を向上させることから、事業継続計画を作成するうえで必要な知識を習得する機会の提供やアドバイスの実施、どのような災害リスクを選ぶかの判断材料となる被害予測の提供等、企業等の事業継続に向けた取組みを積極的に支援するものとする。</u> <u>(2) 村及び県は、自らと企業等が相互にサプライチェーンで深く結びついていることを踏まえながら、契約等の締結にあたって相手方に事業継続計画の作成を求めるなど、事業継続の</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
34	<u>取組の普及を図るものとする。</u> 5 <u>村の事業継続計画</u> <u>(1) 村の事業継続計画は、地域防災計画の想定を超えた災害が発生した場合、人的又は物的資源が大きく損壊し、地域防災計画では災害対応が困難だと考えられるときに発動し、災害時優先業務を実施することにより、災害発生による村民の生命、安全等への影響を最小限にすることを目的として策定する。</u> <u>(2) 村における事業継続計画の策定方針</u> ① <u>村は、県の事業継続計画策定の取組みに準じて、災害等発生時の通常業務の継続、再開及び災害時に実施すべき業務を災害時優先業務と規定し、その実施に向けた仕組みを検討する。</u> ア <u>必要最小限の人員及び資機材等条件に照らし、個別の業務の開始時間の目標や実施レベルの目標を示すこと。</u> イ <u>被災時には災害時優先業務が優先されること。</u> ウ <u>平常時の業務の継続及び再開については、住民の生活に影響の大きいものを検討し、優先度に応じて継続又は再開すること。</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
34	<u>エ 人員及び資機材の確保について、以下のとおり配意すること。</u> ・ <u>勤務時間外や職員の負傷等により、職員が参集できず、少数の職員で対応しなければならない状況での業務実施について計画すること。</u> ・ <u>業務実施責任者・意思決定者との連絡がつかない場合の、責任者をあらかじめ定めておくこと。</u> ・ <u>重要施設等については、施設被災時の代替施設やバックアップ設備の確保について、定めておくこと。</u> <u>② 事業計画策定後は、緊急時に計画どおり実施できるよう、計画の全職員への周知を徹底するとともに、訓練等の実施により実効性を高めるものとする。</u>	
35	第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画
44	第3節 通信情報計画	第3節 通信情報計画
44	2 気象警報等の種類等 <u>気象観測や各種解析をすることによってなされる予報及び警報は、気象庁が気象業務法の規定により行い、報道機関の協力を得て公衆に周知させるとともに関係機関に通知する。</u> <u>鳥取県地域における気象等の予報及び警報については、鳥取地方気象台が発表する。</u>	2 気象警報等の種類及び発表基準 <u>(1) 大雨注意報・警報発表基準</u> (表) 略 <u>(2) 洪水注意報・警報発表基準</u> (表) 略

頁	改 正 後	改 正 前
44	<u>(1) 気象警報等の種類</u> <u>特別警報・警報・注意報は、台風や低気圧等に伴う暴風・大雨等によって被害が想定されるときに、早めに警戒や注意を促し、災害予防・軽減を図ることを目的として発表される。</u>	<u>(3) 大雨、洪水以外の注意報・警報発表基準</u> (表) 略 <u>(4) 気象等に関する特別警報の発表基準</u> (表) 略 <u>(5) 津波・火山・地震(地震動)に関する特別警報の発表基準</u> (表) 略

頁	改 正 後	改 正 前																																																																												
44	○鳥取県の特別警報・警報・注意報の基準 【注意報】 <table border="1"> <tr> <td>注意報名</td><td colspan="3">発表基準</td></tr> <tr> <td>強 風</td><td colspan="3">強風によって被害が予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。</td></tr> <tr> <td>大 雨</td><td colspan="3">大雨によって被害が予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。</td></tr> <tr> <td></td><td>表面雨量指数基準</td><td>土壌雨量指数基準</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>10</td><td>110</td><td></td></tr> <tr> <td>大 雪</td><td colspan="3">大雪によって被害が予想される場合。具体的には、12時間の降雪の深さが平地で15cm以上、山地で25cm以上と予想される場合。</td></tr> <tr> <td>なだれ</td><td colspan="3">なだれによって被害が予想される場合。具体的には、積雪が30cm以上あり、鳥取地方気象台の値が次のいずれかになると予想される場合。</td></tr> <tr> <td></td><td colspan="3">1 日最高気温8℃以上（鳥取地方気象台の値）</td></tr> <tr> <td></td><td colspan="3">2 かなりの降雨</td></tr> <tr> <td>濃 霧</td><td colspan="3">濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合。具体的には、視程が陸上100m以下、海上500m以下と予想される場合。</td></tr> <tr> <td>雷</td><td colspan="3">落雷等によって被害が予想される場合。</td></tr> <tr> <td>乾 燥</td><td colspan="3">空気が非常に乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には、最小湿度が40%（気象官署の値）以下で実効湿度が65%（気象官署の値）以下になると予想される場合。</td></tr> <tr> <td>着 雪</td><td colspan="3">着雪によって通信線や送電線等に被害を受けるおそれがあると予想される場合。具体的には、気温-2℃～+2℃の条件下で、12時間の降雪の深さが平地で15cm以上、山地で25cm以上と予想される場合。</td></tr> <tr> <td>霜</td><td colspan="3">早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には、原則として、10月までの早霜と、4月1日以降の晩霜を対象とする。最低気温が3℃以下になると予想される場合。</td></tr> <tr> <td>低 温</td><td colspan="3">水道管の凍結破裂、道路面凍結等により、被害が予想される場合。具体的には、平地で-4℃以下になると予想される場合。ただし、山間部で-6℃以下になると予想される場合。</td></tr> <tr> <td>高 潮 波 浪</td><td colspan="3">台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について、一般注意を喚起する必要がある場合。具体的には、港湾の潮位が東京湾平均海面（T・P）上0.9m以上と予想される場合。</td></tr> <tr> <td>洪 水</td><td colspan="3"> 風浪、うねり等によって被害が予想される場合。具体的には、有義波高が3m以上と予想されるとき。 洪水によって被害が予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。 </td></tr> <tr> <td></td><td>流域雨量指数基準</td><td>複合基準</td><td>指定河川洪水予報による基準</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>二</td><td>日野川〔溝口・車尾〕</td></tr> </table>	注意報名	発表基準			強 風	強風によって被害が予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。			大 雨	大雨によって被害が予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。				表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準			10	110		大 雪	大雪によって被害が予想される場合。具体的には、12時間の降雪の深さが平地で15cm以上、山地で25cm以上と予想される場合。			なだれ	なだれによって被害が予想される場合。具体的には、積雪が30cm以上あり、鳥取地方気象台の値が次のいずれかになると予想される場合。				1 日最高気温8℃以上（鳥取地方気象台の値）				2 かなりの降雨			濃 霧	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合。具体的には、視程が陸上100m以下、海上500m以下と予想される場合。			雷	落雷等によって被害が予想される場合。			乾 燥	空気が非常に乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には、最小湿度が40%（気象官署の値）以下で実効湿度が65%（気象官署の値）以下になると予想される場合。			着 雪	着雪によって通信線や送電線等に被害を受けるおそれがあると予想される場合。具体的には、気温-2℃～+2℃の条件下で、12時間の降雪の深さが平地で15cm以上、山地で25cm以上と予想される場合。			霜	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には、原則として、10月までの早霜と、4月1日以降の晩霜を対象とする。最低気温が3℃以下になると予想される場合。			低 温	水道管の凍結破裂、道路面凍結等により、被害が予想される場合。具体的には、平地で-4℃以下になると予想される場合。ただし、山間部で-6℃以下になると予想される場合。			高 潮 波 浪	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について、一般注意を喚起する必要がある場合。具体的には、港湾の潮位が東京湾平均海面（T・P）上0.9m以上と予想される場合。			洪 水	風浪、うねり等によって被害が予想される場合。具体的には、有義波高が3m以上と予想されるとき。 洪水によって被害が予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。				流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準			二	日野川〔溝口・車尾〕	
注意報名	発表基準																																																																													
強 風	強風によって被害が予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。																																																																													
大 雨	大雨によって被害が予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。																																																																													
	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																												
	10	110																																																																												
大 雪	大雪によって被害が予想される場合。具体的には、12時間の降雪の深さが平地で15cm以上、山地で25cm以上と予想される場合。																																																																													
なだれ	なだれによって被害が予想される場合。具体的には、積雪が30cm以上あり、鳥取地方気象台の値が次のいずれかになると予想される場合。																																																																													
	1 日最高気温8℃以上（鳥取地方気象台の値）																																																																													
	2 かなりの降雨																																																																													
濃 霧	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合。具体的には、視程が陸上100m以下、海上500m以下と予想される場合。																																																																													
雷	落雷等によって被害が予想される場合。																																																																													
乾 燥	空気が非常に乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には、最小湿度が40%（気象官署の値）以下で実効湿度が65%（気象官署の値）以下になると予想される場合。																																																																													
着 雪	着雪によって通信線や送電線等に被害を受けるおそれがあると予想される場合。具体的には、気温-2℃～+2℃の条件下で、12時間の降雪の深さが平地で15cm以上、山地で25cm以上と予想される場合。																																																																													
霜	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には、原則として、10月までの早霜と、4月1日以降の晩霜を対象とする。最低気温が3℃以下になると予想される場合。																																																																													
低 温	水道管の凍結破裂、道路面凍結等により、被害が予想される場合。具体的には、平地で-4℃以下になると予想される場合。ただし、山間部で-6℃以下になると予想される場合。																																																																													
高 潮 波 浪	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について、一般注意を喚起する必要がある場合。具体的には、港湾の潮位が東京湾平均海面（T・P）上0.9m以上と予想される場合。																																																																													
洪 水	風浪、うねり等によって被害が予想される場合。具体的には、有義波高が3m以上と予想されるとき。 洪水によって被害が予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。																																																																													
	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																																											
		二	日野川〔溝口・車尾〕																																																																											

頁	改	正	後	改	正	前																																		
45	【警報】																																							
	<table><tr><td>警報名</td><td colspan="2">発表基準</td></tr><tr><td>暴 風</td><td colspan="2">暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。</td></tr><tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">雪を伴う暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想され、雪を伴う場合。</td></tr><tr><td>大 雨</td><td colspan="2"><table><tr><td>表面雨量指数基準</td><td>土壌雨量指数基準</td></tr><tr><td>16</td><td>二</td></tr></table></td></tr><tr><td>大 雪</td><td colspan="2">大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、12時間の降雪の深さが平地で25cm以上、山地で40cm以上と予想される場合。</td></tr><tr><td>高 潮</td><td colspan="2">台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、境界の潮位が東京湾平均海面（T・P）上1.2m以上と予想される場合。</td></tr><tr><td>波 浪</td><td colspan="2">風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、有義波高が8m以上と予想される場合。</td></tr><tr><td>洪 水</td><td colspan="2"><table><tr><td>流域雨量指数基準</td><td>複合基準</td><td>指定河川洪水予報による基準</td></tr><tr><td></td><td>二</td><td>日野川〔溝口・重尾〕</td></tr></table></td></tr></table>			警報名	発表基準		暴 風	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。		暴風雪	雪を伴う暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想され、雪を伴う場合。		大 雨	<table><tr><td>表面雨量指数基準</td><td>土壌雨量指数基準</td></tr><tr><td>16</td><td>二</td></tr></table>		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	16	二	大 雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、12時間の降雪の深さが平地で25cm以上、山地で40cm以上と予想される場合。		高 潮	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、境界の潮位が東京湾平均海面（T・P）上1.2m以上と予想される場合。		波 浪	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、有義波高が8m以上と予想される場合。		洪 水	<table><tr><td>流域雨量指数基準</td><td>複合基準</td><td>指定河川洪水予報による基準</td></tr><tr><td></td><td>二</td><td>日野川〔溝口・重尾〕</td></tr></table>		流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準		二	日野川〔溝口・重尾〕			
警報名	発表基準																																							
暴 風	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。																																							
暴風雪	雪を伴う暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想され、雪を伴う場合。																																							
大 雨	<table><tr><td>表面雨量指数基準</td><td>土壌雨量指数基準</td></tr><tr><td>16</td><td>二</td></tr></table>		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	16	二																																		
表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																							
16	二																																							
大 雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、12時間の降雪の深さが平地で25cm以上、山地で40cm以上と予想される場合。																																							
高 潮	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、境界の潮位が東京湾平均海面（T・P）上1.2m以上と予想される場合。																																							
波 浪	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、有義波高が8m以上と予想される場合。																																							
洪 水	<table><tr><td>流域雨量指数基準</td><td>複合基準</td><td>指定河川洪水予報による基準</td></tr><tr><td></td><td>二</td><td>日野川〔溝口・重尾〕</td></tr></table>		流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準		二	日野川〔溝口・重尾〕																																
流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																						
	二	日野川〔溝口・重尾〕																																						

45

46

46

頁

改

正

後

改

正

前

【特別警報】

特別警報名	発表基準										
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合。										
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。										
大 雨	台風や集中豪雨等により数十年（50 年）に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。 50 年に一度の値 <table><tr><td colspan="2">雨量基準（ミリ）</td><td rowspan="2">土壌雨量指数</td></tr><tr><td>48 時間降水量</td><td>3 時間降水量</td></tr><tr><td>351</td><td>116</td><td>208</td></tr></table>			雨量基準（ミリ）		土壌雨量指数	48 時間降水量	3 時間降水量	351	116	208
雨量基準（ミリ）		土壌雨量指数									
48 時間降水量	3 時間降水量										
351	116	208									
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。 50 年に一度の積雪深 66cm ※50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。 ※特別警報は、府県程度の広がり、50 年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。										
高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合。										
波 浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合。										

〈参考〉

※土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報を基に、5km 四方の格子（メッシュ）ごとに算出する。

※表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するため、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

頁	改 正 後	改 正 前
46	<u>※流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるか把握するための指標。河川流域を 1km 四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。</u> <u>※複合基準とは、河川の水量が増しているところに強い雨が降ると水害が発生しやすくなるため、表面雨量指数と流域雨量指数を組み合わせた基準。</u> <u>※「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味している。</u>	
46	<u>(2) 気象情報</u> <u>台風、大雨等の重要な気象現象の状態を具体的に説明し、特別警報・警報・注意報を補完する必要がある場合に発表されるものである。【例：台風情報、大雪情報等】</u>	<u>(6) 気象情報</u> <u>気象情報は、注意報・警報と組み合わせて有機的に活用することによって、防災効果を格段に高める機能を有しており、その機能は次の 2 つの機能に大別される。</u> <u>① アラーム的機能</u> <u>略</u>

頁	改 正 後	改 正 前
46	<u>【記録的短時間大雨情報】</u> 略	<u>② 補完的機能</u> 略 <u>(7) 記録的短時間大雨情報</u> 略
46	<u>【指定河川洪水予報】</u> 指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表するもの。日吉津村では、国土交通省の指定河川で日野川が洪水指定河川となっている。 洪水予報指定河川の洪水予報は、気象庁と国土交通省の機関が共同して、発表するものである。予報の種類は、洪水注意報と洪水警報の 2 種類があり、これらを補足するために洪水情報がある。	
47	<u>【竜巻注意情報】</u> 竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況にあるとき、雷注意報を補足する情報として、竜巻注意情報を発表している。 情報の有効期間は、発表時刻から約 1 時間後（継続が必要な場合は、改めて情報を発表）	

頁	改 正 後	改 正 前
47	(3) 洪水予報 ① 水防法第 10 条、第 11 条及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項の規定により、洪水予報河川において、大雨により洪水のおそれがあると認められる場合に、国においては国土交通大臣が、県においては知事が気象庁と共同して、水位・流量の現況及び予想を示した洪水予報を発表する。 ② 洪水予報が発表された場合は、県及び関係機関はあらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速かつ的確に情報伝達するものとする。	
47	【通報系統図：鳥取県・気象台が洪水予報を共同発表したとき】	

頁	改正後	改正前
48	【通報系統図：国土交通省・気象台が洪水予報を共同発表したとき】	
48	※1 国土交通省河川(国道)事務所及び県の市町村への通報は、 <u>水防管理団体及び避難勧告等を判断する長への伝達である。</u>(平成25年7月11日水防法改正関係) (4) また、県は当該洪水予報をホームページでも公表し、県民への周知及び注意喚起を図るものとする。 (5) 村は当該洪水予報の情報伝達を受けた場合は、「第6節 避難計画 4 避難勧告等の発令、5 避難勧告等の伝達」に定めるとおり、避難勧告等の発令について検討する。	

頁	改 正 後	改 正 前
48	3 <u>特別警報・警報・注意報の発表及び解除</u> (1) 略 (2) <u>鳥取地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の発表及び解除の通報については、以下の点に注意する。</u> ① <u>二種類以上の特別警報・警報・注意報を行った後において、これらのうちの一部の特別警報事項、警報事項又は注意報事項を継続する必要がある場合は、その特別警報・警報・注意報を新たに行って切り替えるものとする。</u> ② <u>一種又は二種以上の特別警報・警報・注意報を行った後において、これらのうちの全部若しくは一部の特別警報事項・警報事項・注意報事項を継続するとともに、新たな特別警報事項・警報事項又は注意報事項を追加する必要がある場合は、継続するものと追加するものとを併せて、二種以上の特別警報・警報・注意報を新たに行って切り替えるものとする。</u>	3 <u>気象警報等</u>の発表及び解除 (1) 略 (2) <u>津波警報等の発表及び解除は、大阪管区気象台が行う。ただし、気象業務施行令第8条により、災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった時、村長が行うことがある。また、緊急処置として、地震発生後30分以内に津波の来襲が予想される場合等には、鳥取地方気象台が「地震津波情報」を発表することがある。</u>
48	4 <u>特別警報・警報・注意報の地域細分</u> <u>特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表する。ただし、発表する情報量が多くなることから地域を簡潔に表示する目的で「一次細分区域」「市町村等をまとめた地域」を用いる場合がある。</u> <u>一次細分区域は「中・西部」、市町村等をまとめた地域は「米</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
	<u>子地区」、二次細分区域（市町村等）は「日吉津村」となる。</u>	
48	<u>5 関係機関及び村民等への伝達</u>	<u>4 関係機関及び村民等への伝達</u>
49	<u>6 村における警報等の取扱い</u>	<u>5 村における警報等の取扱い</u>
49	<u>7 気象警報等の伝達及び方法</u>	<u>6 気象警報等の伝達及び方法</u>
49	■ <u>特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図</u>	■ <u>気象警報</u> の伝達系統図
50	<u>8 緊急地震速報、津波警報等、地震、津波情報等の伝達</u> <u>(1) 津波警報等及び地震情報等の発表並びに伝達</u> <u>警報等は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、報道機関の協力を得て公衆に周知させるとともに関係機関に通知するものとする。</u> ① <u>津波警報等</u> <u>(ｱ)津波警報等の発表及び解除は、気象庁又は大阪管区気象台が行う。ただし、気象業務法施行令第 10 条により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない辺すう地及び災害により適時に受けることができなくなった市町村の長が行う場合がある。</u> <u>(ｲ)鳥取県は、全域が 1 つの予報区であり、津波予報区の名称は「鳥取県」である。</u> ② <u>地震情報</u> <u>地震に関する情報は、気象庁又は大阪管区気象台が行い、鳥取地方気象台は関係機関に伝達する。</u> <u>(2) 津波警報等及び地震情報等の伝達系統</u> <u>気象庁又は大阪管区気象台から発表された津波警報等及び地震情報等の伝達系統及び方法は、■緊急地震速報の伝達系統図、■津波警報等の伝達系統図のとおりとする。</u>	

頁	改	正	後	改	正	前																																																
51	9	特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達先 前記の系統により村に伝達された <u>特別警報・警報・注意報及び気象情報は、</u> 次の方法により関係機関に伝達するものとする。		7	警報伝達先 前記の系統により村に伝達された <u>気象警報及び重要な気象関係情報は、</u> 次の方法により関係機関に伝達するものとする。																																																	
52	10	雨量、水位等の収集計画		8	雨量、水位等の収集計画																																																	
52	11	被害状況等の収集、報告計画		9	被害状況等の収集、報告計画																																																	
54	12	通信計画 (2) 衛星携帯電話・無線電話の活用 ② 災害対策用移動通信機器等の借受 略		10	通信計画 (2) 衛星携帯電話・無線電話の活用 ② 災害対策用移動通信機器等の借受 略																																																	
54			<table><tr><th>種類</th><th>貸与条件等</th><th>台数</th><th>備考</th></tr><tr><td>中国 総合通信局</td><td>移動通信局(衛星携帯電話・MAC・簡易無線) 移動電源車</td><td>約1,500台 中型電源車1台 (発電容量100kVA)</td><td>・中国総合通信局を經由し貸出要請を行い、全国にある備置基地から搬入 ・他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である</td></tr><tr><td>KDDI 中国 総支社</td><td>携帯電話</td><td>約100台</td><td>・電話による要請で調達可能</td></tr><tr><td rowspan="3">55</td><td rowspan="3">NTT ドコモ 中国支社</td><td>衛星携帯電話</td><td>約10台</td><td></td></tr><tr><td>携帯電話</td><td>280台(うち鳥取支店30台)</td><td>・電話による要請で調達可能 ・不足した際には本社、他支社より調達</td></tr><tr><td>衛星携帯電話</td><td>105台(うち鳥取支店10台)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">ソフトバンク 中国技術部</td><td>携帯電話</td><td>40台</td><td>・電話による要請で調達可能 ・広島市からの発送</td></tr><tr><td>衛星携帯電話</td><td>40台</td><td></td></tr></table>	種類	貸与条件等	台数	備考	中国 総合通信局	移動通信局(衛星携帯電話・MAC・簡易無線) 移動電源車	約1,500台 中型電源車1台 (発電容量100kVA)	・中国総合通信局を經由し貸出要請を行い、全国にある備置基地から搬入 ・他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である	KDDI 中国 総支社	携帯電話	約100台	・電話による要請で調達可能	55	NTT ドコモ 中国支社	衛星携帯電話	約10台		携帯電話	280台(うち鳥取支店30台)	・電話による要請で調達可能 ・不足した際には本社、他支社より調達	衛星携帯電話	105台(うち鳥取支店10台)		ソフトバンク 中国技術部	携帯電話	40台	・電話による要請で調達可能 ・広島市からの発送	衛星携帯電話	40台			<table><tr><th>種類</th><th>貸与条件等</th><th>台数</th><th>備考</th></tr><tr><td>中国 総合通信局</td><td>移動無線機</td><td>400台</td><td>・中国総合通信局を經由し貸出要請を行い、東京又は大阪の2ヵ所から搬入</td></tr><tr><td>KDDI 中国 総支社</td><td>携帯電話</td><td>20台</td><td>・申請書(郵送又はFAX)中国総支社による要請で調達可能 ・広島市からの発送</td></tr><tr><td rowspan="2">NTT ドコモ 中国支社</td><td>携帯電話</td><td>ムーバ80台(iモードなし) FOMA20台(iモードあり)</td><td>・電話による要請で調達可能 ・広島市からの発送</td></tr><tr><td>衛星携帯電話</td><td>20台</td><td></td></tr></table>	種類	貸与条件等	台数	備考	中国 総合通信局	移動無線機	400台	・中国総合通信局を經由し貸出要請を行い、東京又は大阪の2ヵ所から搬入	KDDI 中国 総支社	携帯電話	20台	・申請書(郵送又はFAX)中国総支社による要請で調達可能 ・広島市からの発送	NTT ドコモ 中国支社	携帯電話	ムーバ80台(iモードなし) FOMA20台(iモードあり)	・電話による要請で調達可能 ・広島市からの発送	衛星携帯電話	20台	
種類	貸与条件等	台数	備考																																																			
中国 総合通信局	移動通信局(衛星携帯電話・MAC・簡易無線) 移動電源車	約1,500台 中型電源車1台 (発電容量100kVA)	・中国総合通信局を經由し貸出要請を行い、全国にある備置基地から搬入 ・他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である																																																			
KDDI 中国 総支社	携帯電話	約100台	・電話による要請で調達可能																																																			
55	NTT ドコモ 中国支社	衛星携帯電話	約10台																																																			
		携帯電話	280台(うち鳥取支店30台)	・電話による要請で調達可能 ・不足した際には本社、他支社より調達																																																		
		衛星携帯電話	105台(うち鳥取支店10台)																																																			
ソフトバンク 中国技術部	携帯電話	40台	・電話による要請で調達可能 ・広島市からの発送																																																			
	衛星携帯電話	40台																																																				
種類	貸与条件等	台数	備考																																																			
中国 総合通信局	移動無線機	400台	・中国総合通信局を經由し貸出要請を行い、東京又は大阪の2ヵ所から搬入																																																			
KDDI 中国 総支社	携帯電話	20台	・申請書(郵送又はFAX)中国総支社による要請で調達可能 ・広島市からの発送																																																			
NTT ドコモ 中国支社	携帯電話	ムーバ80台(iモードなし) FOMA20台(iモードあり)	・電話による要請で調達可能 ・広島市からの発送																																																			
	衛星携帯電話	20台																																																				

頁	改 正 後	改 正 前																								
56	第 4 節 災害広報・広聴計画 2 広報実施計画 (1) 村における広報活動 本文略	第 4 節 災害広報・広聴計画 2 広報実施計画 (1) 村における広報活動 本文略																								
56	<table><tr><th>対 象 機 関</th><th>方 法 ・ 手 段</th></tr><tr><td>報道機関</td><td>口頭、文書、電話、FAX、電子メール、インターネット等</td></tr><tr><td>各関係機関</td><td>口頭、文章、電話、FAX、電子メール、広報車、防災行政無線、インターネット等</td></tr><tr><td>村民、被災者</td><td>防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、広報車、口頭、電話、ラジオ、テレビ、あんしんメール、緊急速報(エリア)メール、Lアラート(公共情報コモンズ)等</td></tr><tr><td>庁内各課</td><td>口頭、庁内放送、庁内電話、庁内 LAN、防災行政無線移動系等</td></tr><tr><td>その他必要とするもの</td><td>口頭、文書、電話、FAX、電子メール、インターネット等</td></tr></table>	対 象 機 関	方 法 ・ 手 段	報道機関	口頭、文書、電話、FAX、電子メール、インターネット等	各関係機関	口頭、文章、電話、FAX、電子メール、広報車、防災行政無線、インターネット等	村民、被災者	防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、広報車、口頭、電話、ラジオ、テレビ、あんしんメール、緊急速報(エリア)メール、Lアラート(公共情報コモンズ)等	庁内各課	口頭、庁内放送、庁内電話、庁内 LAN、防災行政無線移動系等	その他必要とするもの	口頭、文書、電話、FAX、電子メール、インターネット等	<table><tr><th>対 象 機 関</th><th>方 法 ・ 手 段</th></tr><tr><td>報道機関</td><td>口頭、文書、電話、FAX、インターネット等</td></tr><tr><td>各関係機関</td><td>口頭、文章、電話、FAX、広報車、防災行政無線、インターネット等</td></tr><tr><td>村民、被災者</td><td>防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、広報車、口頭、電話、ラジオ、テレビ等</td></tr><tr><td>庁内各課</td><td>口頭、庁内放送、庁内電話、庁内 LAN、防災行政無線移動系等</td></tr><tr><td>その他必要とするもの</td><td>口頭、文書、電話、FAX、インターネット等</td></tr></table>	対 象 機 関	方 法 ・ 手 段	報道機関	口頭、文書、電話、FAX、インターネット等	各関係機関	口頭、文章、電話、FAX、広報車、防災行政無線、インターネット等	村民、被災者	防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、広報車、口頭、電話、ラジオ、テレビ等	庁内各課	口頭、庁内放送、庁内電話、庁内 LAN、防災行政無線移動系等	その他必要とするもの	口頭、文書、電話、FAX、インターネット等
対 象 機 関	方 法 ・ 手 段																									
報道機関	口頭、文書、電話、FAX、電子メール、インターネット等																									
各関係機関	口頭、文章、電話、FAX、電子メール、広報車、防災行政無線、インターネット等																									
村民、被災者	防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、広報車、口頭、電話、ラジオ、テレビ、あんしんメール、緊急速報(エリア)メール、Lアラート(公共情報コモンズ)等																									
庁内各課	口頭、庁内放送、庁内電話、庁内 LAN、防災行政無線移動系等																									
その他必要とするもの	口頭、文書、電話、FAX、電子メール、インターネット等																									
対 象 機 関	方 法 ・ 手 段																									
報道機関	口頭、文書、電話、FAX、インターネット等																									
各関係機関	口頭、文章、電話、FAX、広報車、防災行政無線、インターネット等																									
村民、被災者	防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、広報車、口頭、電話、ラジオ、テレビ等																									
庁内各課	口頭、庁内放送、庁内電話、庁内 LAN、防災行政無線移動系等																									
その他必要とするもの	口頭、文書、電話、FAX、インターネット等																									
58	第 6 節 避難計画 3 避難勧告の発出及び伝達方法 (1) 避難勧告の類型	第 6 節 避難計画 3 避難勧告の発出及び伝達方法 (1) 避難勧告の類型																								

頁	改	正	後	改	正	前																				
58	<table><tr><td></td><td>立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動</td></tr><tr><td>【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</td><td>高齢者等避難 - 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 - その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 - 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。 </td></tr><tr><td>【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）</td><td>全員避難 - 指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 - 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 - 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないといふ自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」*1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」*2を行う。 〈市町村から避難指示（緊急）が発令された場合〉 - 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 - 指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」*1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」*2を行う。 - 避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。 </td></tr><tr><td>【警戒レベル5】 災害発生情報</td><td>災害発生 - 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 - 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。 </td></tr></table>				立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動	【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難 - 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 - その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 - 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。	【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）	全員避難 - 指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 - 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 - 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないといふ自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」*1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」*2を行う。 〈市町村から避難指示（緊急）が発令された場合〉 - 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 - 指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」*1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」*2を行う。 - 避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。	【警戒レベル5】 災害発生情報	災害発生 - 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 - 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。	<table><tr><th>情報の種類</th><th>発令時の状況</th><th>住民等に求める行動</th></tr><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況</td><td>要配慮者、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td><td>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td> - 前兆現象の発生や現在の切迫した状況 - 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 人的被害が発生した状況 </td><td>避難勧告等の発令後で避難中の村民は、確実な避難行動を直ちに完了 まだ避難していない対象村民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動</td></tr></table>			情報の種類	発令時の状況	住民等に求める行動	避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	要配慮者、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	避難指示（緊急）	- 前兆現象の発生や現在の切迫した状況 - 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 人的被害が発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の村民は、確実な避難行動を直ちに完了 まだ避難していない対象村民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動
	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動																									
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難 - 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 - その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 - 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。																									
【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）	全員避難 - 指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 - 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 - 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないといふ自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」*1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」*2を行う。 〈市町村から避難指示（緊急）が発令された場合〉 - 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 - 指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」*1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」*2を行う。 - 避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。																									
【警戒レベル5】 災害発生情報	災害発生 - 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 - 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。																									
情報の種類	発令時の状況	住民等に求める行動																								
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	要配慮者、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始																								
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始																								
避難指示（緊急）	- 前兆現象の発生や現在の切迫した状況 - 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 人的被害が発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の村民は、確実な避難行動を直ちに完了 まだ避難していない対象村民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動																								
58	※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等 ※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動 注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれのある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが必要である。																									

59

59

改

正

後

(2) 河川の氾濫等に係る避難勧告等の参考情報 本文略

①避難勧告等発令の参考となる水位（河川等の氾濫）

(ア)洪水予報河川 《 表の差し替え 》

水位の種類別	発出の目安となる 避難情報	発表される洪水予報	水防警報
水位が堤防を超えるおそれが高い場合(越水・漏水のおそれのある場合)等 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等 により決壊するおそれが高い場合 決壊や越水・漏水の発生又ははん濫 発生情報が発表された場合	避難指示 (緊急)	はん濫発生情報 (洪水警報)	
はん濫危険水位 (特別警戒水位)	避難勧告	はん濫危険情報 (洪水警報)	出動・指示
避難判断水位(はん濫危険水位(特別警戒水位)に達する一定時間前の水位)	避難準備・高齢者等避難開始	はん濫警戒情報 (洪水警報)	出動・指示
はん濫注意水位(警戒水位)	二	はん濫注意情報 (洪水注意報)	出動・指示
水防団待機水位(指定水位)	二	二	待機・準備

59

(イ)水位周知河川 《 表の差し替え 》

水位の種類別	発出の目安となる 避難情報	発表される洪水予報	水防警報
水位が堤防を超えるおそれが高い場合(越水・漏水のおそれのある場合)等 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等 により決壊するおそれが高い場合 決壊や越水・漏水の発生又ははん濫 発生情報が発表された場合	避難指示 (緊急)	二	
はん濫危険水位 (特別警戒水位)	避難勧告	二	出動・指示
避難判断水位(はん濫危険水位(特別警戒水位)に達する一定時間前の水位)	避難準備・高齢者等避難開始	二	出動・指示
はん濫注意水位(警戒水位)	二	二	出動・指示
水防団待機水位(指定水位)	二	二	待機・準備

改

正

前

(2) 河川の氾濫等に係る避難勧告等の参考情報 本文略

①避難勧告等発令の参考となる水位（河川等の氾濫）

(ア)洪水予報河川 《 表の差し替え 》

水位の種類別	発出の目安となる 避難情報	発表される洪水予報	水防警報
はん濫危険水位(危険水位)	避難指示	はん濫危険情報 (洪水警報)	出動・指示
避難判断水位(はん濫危険水位(危険水位)に達する一定時間前の水位)	避難勧告	はん濫警戒情報 (洪水警報)	出動・指示
はん濫注意水位(警戒水位)	避難準備(要配慮者避難)情報	はん濫注意情報 (洪水注意報)	出動・指示
水防団待機水位(指定水位)	二	二	待機・準備

(イ)水位周知河川 《 表の差し替え 》

水位の種類別	発出の目安となる 避難情報	発表される洪水予報	水防警報
はん濫危険水位(危険水位)に相当する水位	避難指示	二	出動・指示
避難判断水位(特別警戒水位)	避難勧告	二	出動・指示
はん濫注意水位(警戒水位)	避難準備(要配慮者避難)情報	二	出動・指示
水防団待機水位(指定水位)	二	二	待機・準備

頁	改 正 後	改 正 前
63	5 避難勧告等の伝達	5 避難勧告等の伝達
63	(2) 村が避難勧告等を発出したときは、当該情報を <u>放送機関にＬアラートにより配信するものとする。その際、各放送機関にはテロップ放送やアナウンス等でできるだけ文字及び音声の両方により、県（危機管理局）には県ホームページにより住民に避難情報を伝達するよう依頼するものとする。</u>	(2) 村が避難勧告等を発出したときは、当該情報を <u>6 放送機関（NHK鳥取、日本海テレビ、山陰放送、山陰中央テレビ、エフエム山陰、中海テレビ）及び鳥取県危機管理局に直接ファクシミリ送信することにより、各放送機関にテロップ放送やアナウンスを、県危機管理局には県ホームページにより住民等に避難情報を伝達するよう依頼するものとする。また、鳥取県災害情報配信システムを活用した情報発信も行う。</u>

頁

改 正 後

改 正 前

65

7 避難勧告、指示等の実施責任者及び根拠法令

区分	実施責任者	根拠法令	種類	措置する内容	措置内容
避難準備・高齢者等避難開始	村長	災害対策基本法第55条	災害全般	災害に関する予警報又は通知に係る事項を関係機関等に伝達する場合で、必要があると認めるとき	予想される災害の事象及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置
勧告	村長	災害対策基本法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	避難のための立退き、立ち退き先の勧告（知事に報告）
指示（緊急）	村長	災害対策基本法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	避難のための立退き、立ち退き先の指示（知事に報告）
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般	上記の場合において村長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）	避難のための立退き、立ち退き先の指示（公示し、市町村長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を市町村長に通知）
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般	1. 同上において村長が指示できないと認めるとき 2. 同上において村長から要求があったとき	避難のための立退き、立ち退き先の指示（市町村長に通知）
	知事（その命を受けた県職員、水防管理者）	水防法第29条	洪水・高潮	洪水、高潮のはん返により危険が切迫しているとき、当該区域を所管する警察署長に通知）	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示（水防管理者のときは、当該区域を所管する警察署長に通知）
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、又は危害防止のための措置を命ずる（公安委員会に報告）
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	同上の場合において、警察官がその場にいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第4条の規定が準用されるとき	同上（公安委員会に報告）

7 避難勧告、指示の一覧

区分	実施責任者	根拠法令	種類	措置する内容	措置内容
勧告	村長	災害対策基本法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	避難のための立退き、立ち退き先の勧告（知事に報告）
指示	村長	災害対策基本法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	避難のための立退き、立ち退き先の指示（知事に報告）
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般	上記の場合において村長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）	避難のための立退き、立ち退き先の指示（公示し、市町村長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を市町村長に通知）
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般	1. 同上において村長が指示できないと認めるとき 2. 同上において村長から要求があったとき	避難のための立退き、立ち退き先の指示（市町村長に通知）
	知事（その命を受けた県職員、水防管理者）	水防法第29条	洪水・高潮	洪水、高潮のはん返により危険が切迫しているとき、当該区域を所管する警察署長に通知）	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示（水防管理者のときは、当該区域を所管する警察署長に通知）
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、又は危害防止のための措置を命ずる（公安委員会に報告）
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	同上の場合において、警察官がその場にいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第4条の規定が準用されるとき	同上（公安委員会に報告）

頁	改 正 後	改 正 前
66 67	9 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所及び避難の方法等 (3) 避難所等及び経路の表示 避難所及び経路を当該住民等に徹底させるため、防災地図等の作成配布を行うなど、機会あるごとに広報するほか、要所ごとに標札等により標示するものとする。	9 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所及び避難の方法等 (3) 避難所等及び経路の表示 避難所及び経路を当該住民等に徹底させるため、防災地図等の作成配布を行うなど、機会あるごとに広報するほか、要所ごとに標札等により標示するものとする。 <u>災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するよう努めるものとする。</u>
67	(4) 避難の順位及び移送の方法 ① 避難の順位 避難させる場合は高齢者、乳幼児、子ども、傷病者、障がい者、妊婦等避難行動要支援者を優先し、次いで、<u>一般青壮年女子、一般青壮年男子の順で避難するものとする。</u> <u>また、災害の種別、災害発生時期等を考慮し、客観的に判断して、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するよう努めるものとする。</u>	(4) 避難の順位及び移送の方法 ① 避難の順位 避難させる場合は高齢者、乳幼児、子ども、傷病者、障がい者<u>及び女性を優先する。</u>
70	<u>1 6 避難場所外等の避難生活者への対応</u> <u>(1) 村は、やむを得ず、避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
70	<u>等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</u> <u>(2) 村は、避難所以外で避難生活を送っている者の把握に努め、必要な支援を行うとともに、指定避難所への移動を促すものとする。</u> <u>また、避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県への報告を行うものとする。</u> <u>(3) 車内生活等を送っている者に対しては、いわゆるエコノミー症候群のおそれがあるため、予防リーフレット等を配布するなどして、早急に避難所への移動を促すとともに、必要に応じて健康診断等を受診させるものとする。</u> <u>(4) 対応にあたっては、必要に応じて県・警察への協力を要請するものとする。</u> <u>(5) 災害時福祉支援チーム（DCAT）の派遣</u> <u>① 村は、大規模災害等の発生等により災害救助法が適用され、又は適用される可能性のある場合、高齢者・障がい者等要配慮者への適切な福祉支援を実施するため、県に対してDCATの派遣を要請するものとする。</u> <u>② 県は、「鳥取県災害時福祉支援チーム設置運営要綱」及び「鳥取県災害時福祉支援チームマニュアル」に基づき、県社会福祉士会、県介護福祉士会及び県介護支援専門員連絡協議会等協力団体へ派遣要請を行い、協力団体が設置する福祉チーム事務局は、被災地市町村と派遣調整等を行い、DCATを派</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
70	<u>遣する。</u> 【DCATとは】(ディーキャット) 県と災害時における協力に関する協定を締結した、県社会福祉士会、県介護福祉士会、県介護支援専門員連絡協議会等の会員である福祉専門職により構成する応援派遣チームで、災害が発生した際に、避難所、福祉避難所及び被災者宅等において、要配慮者に関するニーズを聞き取り、福祉的な課題に対応して、福祉避難所へのつなぎや関係機関への受入れを調整する等、必要な支援を行う。	
99	第 24 節 隣保互助、民間団体活用計画	第 24 節 隣保互助、民間団体活用計画
100	4 協力要請	4 協力要請
100	(2) 日赤奉仕団の協力を必要とする場合は、本部長は <u>日赤鳥取県支部</u> あてにその要請を行い協力を求める。	(2) 日赤奉仕団の協力を必要とする場合は、本部長は <u>知事（県福祉保健部福祉保健課）</u> あてにその要請を行い協力を求める。
102	第 26 節 応援・受援計画	
102	<u>1 目的</u> 本計画は、災害が発生した場合において、県及び市町村が災害応急対策を含む業務の継続に必要な資源を確保するため、災害	

頁	改 正 後	改 正 前
102	<u>の規模や被災地のニーズに応じて他の地方公共団体等から円滑に 応援を受け、又は応援することを目的とする。</u> <u>2 受援計画</u> <u>(1) 組織体制</u> <u>① 村は、災害対策本部体制に、組織の規模や特性等を踏まえて、 受援に関するとりまとめ業務を専任する班・担当として「受援 班」若しくは「受援担当」（本節において以下「受援班等」とい う。）を設置する。</u> <u>② また、災害対策本部の各班や各課に、各業務についての受援 に関する専門的な業務を行うため、受援の業務担当窓口を設置 する。</u>	
102	<u>(2) 所掌事務</u> <u>① 村（受援班等）</u> <u>受援班等の主な役割は次のとおりとする。</u> <u>(ア) 受援に関する状況把握・とりまとめ</u> <u>庁内における人的・物的資源ニーズ（品目、期限、数量な ど）及び受入状況の取りまとめを行う。</u> <u>(イ) 資源の調達・管理</u> <u>・ 人的・物的資源の過不足を整理する。</u> <u>・ 被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討 し、必要となる資源を見積もる。</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
102	<u>・今後、必要となる人的・物的資源の応援や要請の調整を行う。</u> (ウ) <u>庁内調整</u> <u>・受援に関する状況について、災害対策本部内で共有する。</u> <u>・庁舎内の実施部、災害対策本部事務局の各担当等との調整の必要性を検討する。</u> (エ) <u>調整会議の開催</u> <u>必要に応じて、受援に関する調整会議を開催する。</u> (オ) <u>応援職員への支援</u> <u>応援職員の応援活動等が円滑に行われる環境(待機場所、資機材等)を提供する。</u>	
103	② <u>村（受援業務の担当窓口）</u> <u>受援業務の担当窓口の主な役割は次のとおりとする。</u> (イ) <u>受援に関する状況把握</u> <u>各々の業務における人的・物的資源ニーズ（品目、期限、数量など）及び受入状況を取りまとめる。</u> (ロ) <u>資源の調達・管理</u> <u>・人的・物的資源の過不足を整理する。</u> <u>・業務担当班・課の中で、被災自治体の職員と応援職員の業務分担を明らかにする。</u> <u>・業務の実施状況を踏まえ、今後、求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
103	<u>・今後、必要となる人的・物的資源を要請し、配置の計画をする。</u> <u>(ウ) 受援班等への報告</u> <u>受援に関する状況について、受援班等に報告する。</u> <u>(エ) 調整会議への参加</u> <u>受援班等が実施する調整会議に参加する。</u> <u>(オ) 応援職員への支援</u> <u>個別の業務を実施するにあたり、応援職員の応援活動等が円滑に行われる環境(待機場所、資機材等)を提供する。</u> <u>(3) 応援要請の手順及び受入</u> <u>① 自治体の応援</u> <u>風水害等対策編第 2 章災害予防計画第 20 節「自治体の広域応援体制の整備計画」による。</u> <u>② 自衛隊</u> <u>風水害等対策編第 3 章災害応急対策計画第 28 節「自衛隊災害派遣要請計画」による。</u> <u>③ ヘリコプター</u> <u>風水害等対策編第 3 章災害応急対策計画第 8 節「消防防災ヘリコプター活用計画」による。</u> <u>(4) 資機材の受援</u> <u>風水害等対策編第 3 章災害応急対策計画第 30 節「機械資機材の整備計画」による。</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
103	<u>(5) 受援の際に配慮すべき事項</u> <u>県、市町村は、応援職員の受入にあたり、次の点に配慮するよう努める。なお、応援のため参集した他の機関については、被災自治体への負担を避けるためできる限り自己完結型とすることを原則としている場合があることから、応援や被災状況等の実態を踏まえて対応することとする。</u> ① <u>スペースの確保</u> <u>応援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペース、駐車スペースを可能な限り提供する。</u> ② <u>資機材の提供</u> <u>執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する。</u> ③ <u>執務環境の整備</u> <u>執務できる環境として、可能な範囲で机、イス、電話、インターネット回線等を用意する。</u> ④ <u>宿泊場所に関するあっせん等</u> <u>応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、状況に応じて宿泊可能な場所の情報提供やあっせんなどを行う。</u> <u>被災状況によって、ホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
103	<u>等のスペースの提供を検討する。</u> <u>(6) ボランティアとの連携</u> <u>県、市町村は、社会福祉協議会、被災地での支援活動に協力する NPO・NGO 等のボランティア団体との連携を図るとともに、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、必要に応じて災対対策本部への参加を求めたり、情報共有のための連絡調整会議を開催することなどを通じて、被災者の支援ニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行う者の生活環境に配慮するものとする。</u> <u>また、プロボノ（職業上持っている知識・技能、資機材を活かして社会貢献するボランティア）についても、連携を図る。</u>	
104	<u>3 応援計画</u> <u>(1) 応援の基本方針等</u> <u>① 村における応援の基本方針は次のとおりとする。ただし、被災地の状況に応じて適宜修正する。</u> <u>(ア) 安全を第一に考える</u> <u>(イ) 被災者・被災自治体の目線での対応を心掛ける</u> <u>(ウ) 指示待ちをせず、積極的に被災自治体の職員を支援する</u> <u>(エ) 応援にあたり、衣食住等は自己完結を目指し、被災自治体</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
104	<u>の手をできるだけ煩わさない</u> <u>(オ) 健康管理に十分気をつける</u> <u>(カ) 後に入る応援職員への引継ぎまでが応援業務であることを意識する</u> <u>② 応援職員の携行品としては、次に例示するものとする。</u> <u>食料、飲料水、寝袋、毛布、パソコン（タブレット端末）、通信機器、デジタルカメラ、地図、車両等の移動手段、燃料の携行缶、個人装備（防寒着、ライト、ヘルメット、手袋、マスク、筆記用具等）、その他（トイレパック、ウェットティッシュ、充電器等）</u> <u>(2) 組織体制</u> <u>村は、県外における災害で他県を応援する場合、その状況に応じ、応援業務を総括するための組織（支援本部等）を設置するとともに、防災担当課において「支援担当窓口」等を設置するよう努める。</u>	
104	<u>(3) 所掌事務</u> <u>村の支援本部等の主な役割は次のとおりとする。</u> <u>① 応援に関する状況把握・とりまとめ</u> <u>庁内における人的・物的資源の応援状況（品目、期限、到達状況、数量など）を取りまとめる。</u>	

頁	改 正 後	改 正 前
104	② 応援に係る資源管理 ・被災県・市町村における人的・物的資源に関するニーズと現状の応援状況を整理する。 ・今後、必要となる人的・物的資源の内容を検討し、必要に応じて応援計画の作成や事前準備を行う。 ③ 庁内調整 ・応援状況について、庁内において共有する。必要に応じて関係機関等とも共有する。 ・他の応援との調整の必要を検討する。 ④ 応援の検討 必要に応じて、支援本部会議等により応援の要否、内容等について調整・検討を行う。 ⑤ 応援職員に対する支援 ・派遣する応援職員に、被災地の状況について情報提供を行う。 ・派遣する応援職員の応援先での宿泊場所と被災地内外の車両など移動手段を用意する。 ・応援に入る際の携行品、応援業務に必要な資機材について準備する。(応援職員に準備をさせる場合もある) ・派遣中の応援職員向けの調整・相談窓口を設け、応援業務の後方支援を行う。 ・適切な業務の引継ぎを可能とする応援ローテーション計	

頁	改 正 後	改 正 前
104	<u>画を作成し管理する。</u> (4) 応援の手順 <u>風水害等対策編第 2 章災害予防計画第 20 節「自治体の広域 応援体制の整備計画」による。</u>	
105	第 27 節 水防計画	第 26 節 水防計画
111	第 28 節 自衛隊災害派遣要請計画	第 27 節 自衛隊災害派遣要請計画
111	1 目的 <u>この計画は、大規模災害により著しい被害が発生し、人命又は 財産の保護のため自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の部隊 又は機関（以下「部隊等」という。）の災害派遣を要請する場合、 その手続き等を定め円滑なる実施を図ることを目的とする。</u>	1 目的 <u>災害に際し、人命、財産の保護のため自衛隊の派遣を要請する 場合、その手続き等を定め円滑な実施を図ることを目的とする。</u>
111	2 実施責任者 災害派遣の要請は、本部長（村長）が知事に対して行う。ただ し、<u>緊急時若しくは知事への連絡が不能な場合、本部長は直接部 隊へ災害の状況を報告し、事後知事へ報告するものとする。</u>緊急 の場合で本部長が不在等の場合には、次の順位で災害派遣の要請 を行う。 ～略～	2 実施責任者 災害派遣の要請は、本部長（村長）が知事に対して行う。ただ し、緊急の場合で本部長が不在等の場合には、次の順位で災害派 遣の要請を行う。 ～略～
111	3 災害派遣要請基準 (1) ～ (5) 略	3 災害派遣要請基準 (1) ～ (5) 略

頁	改 正 後	改 正 前
111	なお、<u>災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合においても予防派遣として、その要請を行うことができる。また、自衛隊は、災害に際して特に緊急を要し、災害派遣要請を待ったまがないと認めるとき（通信等の途絶により自衛隊の部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、村から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合を含む）は、自衛隊法第 83 条第 2 項ただし書きの規定により知事の要請を待たないで部隊を派遣することがある。</u>	なお、<u>予防のための派遣については災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、事情的やむを得ないと当該部隊等が判断したときのみ行われる。</u> <u>また、応急対策の措置については緊急度の高い公共的なもので最小限の応急措置のみを行い、その後の一般的な措置は行われ</u><u>ない。</u>
111	4 災害派遣の要請手続き (1) 本部長は、災害派遣を必要とするときは、資料編第 3 章第 28 節第 1 表に定める「部隊等の災害派遣要請申請書」に<u>次の事項を記載し、知事（県本部事務局又は県危機管理局（危機対策・情報課））に部隊等の派遣要請を要求するものとする。</u> ただし、事態が緊迫し、文章で申請することができないときは、本部長は電話等で知事（<u>県本部事務局又は県危機管理局（危機対策・情報課）</u>）に通知し、事後速やかに申請書を提出しなければならない。<u>この際、要請事項が未定の場合であっても、時機を失することなく県に要請を求めるよう努めるものとする。</u> なお、知事への連絡が不能な場合は、本部長が<u>その旨及び村域に係る災害の状況を直接部隊に報告し、事後知事へ報告</u>	4 災害派遣の要請手続き (1) 本部長は、災害派遣を必要とするときは、資料編第 3 章第 28 節第 1 表に定める「部隊等の災害派遣要請申請書」により、知事（危機管理局）に部隊等の派遣要請をするものとする。 ただし、事態が緊迫し、文章で申請することができないときは、本部長は電話等で知事（危機管理局）に通知し、事後速やかに申請書を提出しなければならない。 なお、知事への連絡が不能な場合は、本部長が<u>直接部隊へ災害状況を報告し、事後知事へ報告するものとする。</u>

頁	改 正 後	改 正 前
111	するものとする。 <u>①災害の状況及び派遣を要請する理由</u> <u>②派遣を希望する期間</u> <u>③派遣を希望する区域及び活動内容</u> <u>④その他参考となるべき事項</u>	
114	第 <u>29</u> 節 交通施設災害応急対策計画	第 <u>28</u> 節 交通施設災害応急対策計画
115	第 <u>30</u> 節 機械資機材の整備計画	第 <u>29</u> 節 機械資機材の整備計画
115	5 応援要請 村だけでは建設機械の十分なる確保が不可能な場合は、<u>災害対策基本法第 67 条、68 条及び「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき</u>県或いは他の市町に次の事項を明示し、応援要請を行うものとする。 また、その状況によっては、自衛隊の災害派遣要請（本章第 27 節参照）も考慮する。 <u>なお、「災害時の相互応援に関する協定書」に基づく応援要請の手続等は、協定に定めるところによるものとする。</u> (1) ～ (6) 略	5 応援要請 村だけでは建設機械の十分なる確保が不可能な場合は、県或いは他の市町に次の事項を明示し応援要請を行うものとする。 なお、その状況によっては、自衛隊の災害派遣要請（本章第 27 節参照）も考慮する。 (1) ～ (6) 略
115	第 <u>31</u> 節 海上等流出油災害応急対策計画	第 <u>30</u> 節 海上等流出油災害応急対策計画
116	第 <u>32</u> 節 大規模事故応急実施体制の整備計画	第 <u>31</u> 節 大規模事故応急実施体制の整備計画

【震災対策編】

頁	改 正 後	改 正 前
120	第 1 章 総則	第 1 章 総則
120	第 1 節 計画作成の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号。以下「災対法」という）第 4 2 条の規定に基づき、村民の生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす <u>おそれのある地震災害</u> に対処するため、村の地域における地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、 <u>日吉津村区域内の公共団体、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の要綱</u> を定め、これにより防災活動を総合的かつ計画的に推進し、村民の生命、 <u>身体及び財産</u> を地震災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資するのに必要な防災に関する基本的事項を総合的に定めることを目的とする。	第 1 節 計画作成の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号。以下「災対法」という）第 4 2 条の規定に基づき、村民の生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす <u>恐れのある地震災害</u> に対処するため、村の地域における地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、 <u>村、地方行政機関及び地方公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等</u> を定め、これにより防災活動を総合的かつ計画的に推進し、 <u>村土及び村民</u> の生命、財産を地震災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資するのに必要な防災に関する基本的事項を総合的に定めることを目的とする。
120	第 3 節 計画の基本方針 <u>この計画は、本村の自然的、社会的条件等を十分に勘案し、地域の実情に即したものとするとともに、大規模広域災害等に関する経験と対策の積み重ね等により適宜見直しに取り組むものとする。</u> <u>また、</u> この計画は、防災関係機関の責任を明確にするとともに	第 3 節 計画の基本方針 この計画は、防災関係機関の責任を明確にするとともに、総

頁	改 正 後	改 正 前
120	に、総合的かつ計画的な震災対策の整備と推進を図るものであり、計画の作成及び推進にあたっては、下記に掲げる事項を基本とする。 <u>(1) 災害時の被害を最小化する「減災」の考えに基づく災害対策を推進する。</u> <u>(2) 「自らの安全は自らが守る」との観点から村民・事業所の役割を明示する。</u> <u>(3) 村、県、防災関係機関及び住民の連携を推進する。</u> <u>(4) 防災関係機関相互の協力体制を推進強化する。</u> <u>(5) 被害を最小限に食い止めるための予防対策、災害発生時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な防災計画の確立を図る。</u> <u>(6) 各項目に関し、责任担当部署、必要な措置及び連携について明示する。</u> <u>(7) 女性及び高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の多様な視点を活かした対策の推進を図る。</u> 具体的には、次に掲げる項目に基づき、実施体制の整備及び対策の推進に努めるものとする。 ①～③ 略 <u>(8) 関係法令を遵守した計画の策定、対策の実施を行う。</u>	合的、計画的な震災対策の整備ならびに推進を図るものであり、計画の樹立及び推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。 <u>(1) 自主防災体制の確立</u> <u>(2) 村、県、防災関係機関及び村民それぞれの役割と連携</u> <u>(3) 防災関係機関相互の協力体制の推進</u> <u>(4) 災害対策事業の推進</u> <u>(5) 関係法令の遵守</u> <u>(6) 女性、避難行動要支援者等の多様な視点を活かした対策の推進</u> 具体的には、次に掲げる項目に配慮するものとする ①～③ 略

頁	改	正	後	改	正	前																																
120	第 4 節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係 この計画は、「鳥取県地域防災計画」及び「日吉津村総合計画」の諸施策と整合性を図りながら策定する。 <u>なお、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に基づく「鳥取県西部町村国土強靱化地域計画（平成 30 年 3 月策定）」は、本計画の指針の一つである。</u>			第 4 節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係 この計画は、「鳥取県地域防災計画」及び「日吉津村総合計画」の諸施策と整合性を図りながら策定する。																																		
123	第 10 節 被害想定			第 10 節 被害想定																																		
124	2 津波の想定 (1) 設定条件			2 津波の想定 (1) 設定条件																																		
	<table><tr><th>想定項目</th><th>地震想定内容</th></tr><tr><td rowspan="2">設定条件【ケース 1】</td><td>平成 30 年 3 月 鳥取県地震防災調査研究委員会作成の津波</td></tr><tr><td>県独自モデルによる津波浸水想定</td></tr><tr><td>断 層 名</td><td>佐渡島北方沖断層</td></tr><tr><td>断層中心の位置</td><td>北緯 40 度 30 分 78 秒、東経 138 度 72 分 87 秒</td></tr><tr><td>断層上端の深さ</td><td>0km</td></tr><tr><td>規 模</td><td>マグニチュード 8.16</td></tr><tr><td>津 波 高</td><td>4.9m</td></tr><tr><td>海面変動 30cm 到達時間</td><td>1 時間 53 分</td></tr></table>			想定項目	地震想定内容	設定条件【ケース 1】	平成 30 年 3 月 鳥取県地震防災調査研究委員会作成の津波	県独自モデルによる津波浸水想定	断 層 名	佐渡島北方沖断層	断層中心の位置	北緯 40 度 30 分 78 秒、東経 138 度 72 分 87 秒	断層上端の深さ	0km	規 模	マグニチュード 8.16	津 波 高	4.9m	海面変動 30cm 到達時間	1 時間 53 分	<table><tr><th>想定項目</th><th>地震想定内容</th></tr><tr><td rowspan="2">設定条件</td><td>平成 23 年 7 月 鳥取県津波対策検討委員会作成の津波</td></tr><tr><td>浸水予想図に基づく</td></tr><tr><td>断 層 名</td><td>佐渡島北方沖断層</td></tr><tr><td>断層中心の位置</td><td>北緯 40 度 31 分、東経 138 度 73 分</td></tr><tr><td>断層上端の深さ</td><td>0km</td></tr><tr><td>規 模</td><td>マグニチュード 8.16</td></tr><tr><td>津 波 高</td><td>3.99m</td></tr></table>			想定項目	地震想定内容	設定条件	平成 23 年 7 月 鳥取県津波対策検討委員会作成の津波	浸水予想図に基づく	断 層 名	佐渡島北方沖断層	断層中心の位置	北緯 40 度 31 分、東経 138 度 73 分	断層上端の深さ	0km	規 模	マグニチュード 8.16	津 波 高	3.99m
想定項目	地震想定内容																																					
設定条件【ケース 1】	平成 30 年 3 月 鳥取県地震防災調査研究委員会作成の津波																																					
	県独自モデルによる津波浸水想定																																					
断 層 名	佐渡島北方沖断層																																					
断層中心の位置	北緯 40 度 30 分 78 秒、東経 138 度 72 分 87 秒																																					
断層上端の深さ	0km																																					
規 模	マグニチュード 8.16																																					
津 波 高	4.9m																																					
海面変動 30cm 到達時間	1 時間 53 分																																					
想定項目	地震想定内容																																					
設定条件	平成 23 年 7 月 鳥取県津波対策検討委員会作成の津波																																					
	浸水予想図に基づく																																					
断 層 名	佐渡島北方沖断層																																					
断層中心の位置	北緯 40 度 31 分、東経 138 度 73 分																																					
断層上端の深さ	0km																																					
規 模	マグニチュード 8.16																																					
津 波 高	3.99m																																					

頁	改	正	後	改	正	前																		
124	<table><tr><th>想定項目</th><th>地震想定内容</th></tr><tr><td rowspan="2">設定条件【ケース 2】</td><td>平成 26 年 日本海における大規模地震に関する調査検討会</td></tr><tr><td>国による津波浸水想定</td></tr><tr><td>断 層 名</td><td>F55</td></tr><tr><td rowspan="2">断層位置</td><td>北緯 35 度 75 分 69 秒、東経 134 度 41 分 38 秒</td></tr><tr><td>北緯 35 度 65 分 30 秒、東経 133 度 65 分 80 秒</td></tr><tr><td>断層上端の深さ</td><td>1. 1km</td></tr><tr><td>規 模</td><td>マグニチュード 7. 48</td></tr><tr><td>津 波 高</td><td>1. 4m</td></tr><tr><td>海面変動 30cm 到達時間</td><td>24 分</td></tr></table>			想定項目	地震想定内容	設定条件【ケース 2】	平成 26 年 日本海における大規模地震に関する調査検討会	国による津波浸水想定	断 層 名	F55	断層位置	北緯 35 度 75 分 69 秒、東経 134 度 41 分 38 秒	北緯 35 度 65 分 30 秒、東経 133 度 65 分 80 秒	断層上端の深さ	1. 1km	規 模	マグニチュード 7. 48	津 波 高	1. 4m	海面変動 30cm 到達時間	24 分			
想定項目	地震想定内容																							
設定条件【ケース 2】	平成 26 年 日本海における大規模地震に関する調査検討会																							
	国による津波浸水想定																							
断 層 名	F55																							
断層位置	北緯 35 度 75 分 69 秒、東経 134 度 41 分 38 秒																							
	北緯 35 度 65 分 30 秒、東経 133 度 65 分 80 秒																							
断層上端の深さ	1. 1km																							
規 模	マグニチュード 7. 48																							
津 波 高	1. 4m																							
海面変動 30cm 到達時間	24 分																							
125	(2) 津波浸水予測 ケース 1 については津波高も高く、日野川河口付近から海川新田にかけての海岸から約 200m～300m の幅で浸水することが予想される。 また、ケース 2 については津波高はケース 1 に比べて低いものの、海面変動 30cm 到達時間が 24 分と短いため、迅速な避難が求められる。浸水は海岸管理道までの範囲と予想される。			(2) 津波浸水予測 日野川河口付近から海川新田にかけての海岸から約 200m～300m の幅で浸水することが予想される。																				
125	(3) 留意事項 この条件以外にも、国が行った断層によるモデル等があり、それぞれ影響の特徴が異なることに留意する。 また、被害想定は一定の条件下におけるシミュレーション結果であり、実際に発生した場合の影響と大きな差異が生じ得るものであることにも留意する。																							

頁	改 正 後	改 正 前
126	第 2 章 災害予防計画	
129	第 7 節 津波災害予防計画	
130	<u>5 要配慮者利用施設における体制整備</u> <u>(1) 村は、平時から社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。また、津波防災地域づくり法の規定に基づき指定された、津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設に係る警戒避難体制の整備を行うものとする。</u> <u>(ｱ)災害時の応援協定の締結</u> <u>(ｲ)福祉避難所としての指定</u> <u>(ｳ)災害時の連絡経路及び支援体制の確立</u> <u>(エ)施設利用方法等を確認</u> <u>(2) 村は、県及び施設管理者と連携して、要配慮者利用施設の防災設備、資機材の整備、施設内職員の防災組織、緊急連絡体制の整備及び防災教育・訓練の充実に努めるものとする。</u> <u>(3) 村は、避難所予定施設のバリアフリー化の推進に努めるものとする。</u>	

頁	改	正	後	改	正	前												
130	(4) <u>日吉津村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、津波防災地域づくり法に基づき、避難確保計画を策定し、避難訓練を実施するものとする。なお、津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、下表のとおりである。</u> <u>津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧</u> <table><tr><th><u>分類</u></th><th><u>施設名</u></th><th><u>所在地</u></th><th><u>基準水位 (最大)</u></th></tr><tr><td>社会福祉施設</td><td>サンライズひえづ</td><td>今吉 202 - 1</td><td>0.3m</td></tr><tr><td>社会福祉施設</td><td>チューリップホーム</td><td>今吉 204 - 1</td><td>0.5m</td></tr></table>			<u>分類</u>	<u>施設名</u>	<u>所在地</u>	<u>基準水位 (最大)</u>	社会福祉施設	サンライズひえづ	今吉 202 - 1	0.3m	社会福祉施設	チューリップホーム	今吉 204 - 1	0.5m			
<u>分類</u>	<u>施設名</u>	<u>所在地</u>	<u>基準水位 (最大)</u>															
社会福祉施設	サンライズひえづ	今吉 202 - 1	0.3m															
社会福祉施設	チューリップホーム	今吉 204 - 1	0.5m															
130	<u>6</u>	津波注意報、津波警報発表時の措置	本文略	<u>5</u>	津波注意報、津波警報発表時の措置	本文略												
130	<u>7</u>	津波予報等	本文略	<u>6</u>	津波予報等	本文略												